

(48)の2 高圧ガス保安法第35条第1項の規定に基づく保安検査に関すること(特定製造事業所に関するものを除く。)

(48)の3 高圧ガス保安法第35条第1項第1号の規定に基づく高圧ガス保安協会等の保安検査を受けた旨の届出の受理に関すること(特定製造事業所に関するものを除く。)

(48)の4 高圧ガス保安法第35条第3項の規定に基づく保安検査の結果報告の受理に関すること(特定製造事業所に関するものを除く。)

(48)の5～(48)の7 省略

(49) 高圧ガス保安法第38条の規定に基づく許可の取消し及び停止命令に関すること(特定製造事業所に関するものを除く。)

(50) 省略

(50)の2 高圧ガス保安法第39条の規定に基づく緊急措置に関すること(特定製造事業所に関するものを除く。)

(50)の3 高圧ガス保安法第39条の11の規定に基づく検査記録の届出の受理に関すること(特定製造事業所に関するものを除く。)

(50)の4～(50)の20 省略

(50)の21 高圧ガス保安法第61条第1項の規定に基づく報告の徴収に関すること(特定製造事業所に関するものを除く。)

(50)の22 高圧ガス保安法第62条第1項の規定に基づく立入検査等に関すること(特定製造事業所に関するものを除く。)

(50)の23～(50)の25 省略

(51) 高圧ガス保安法第74条第1項の規定に基づく公安委員会等への通報に関すること(特定製造事業所に関するものを除く。)

(52)～(70) 省略

(70)の2 電気工事業法第34条第4項及び第5項の規定に基づく建設業者に関する特例に係る届出及び通知の受理に関すること。

(71)～(117) 省略

3 地方局長に委任する事務のうち、健康福祉環境部に関するものは、別に定めるものを除くほか、次に掲げるとおりとする。

(1)～(18)の27 省略

(18)の28 社会福祉法第69条の規定に基づく国及び県以外の者の第二種社会福祉事業の開始、変更及び廃止の届出の受理に関すること(行う事業が2以上の地方局の所管区域にわたる者に係るもの(児童福祉法第34条の7の規定により行うことができる放課後児童健全育成事業、身体障害者福祉法第27条の規定により行うことができる手話通訳事業、同法第28条第3項の規定により設置される身体障害者社会参加支援施設、老人福祉法第15条第5項の規定により設置される老人福祉センターその他社会福祉法以外の法律の規定により行うことができる事業又は設置される施設に係るものを除く。)を除く。)

(19)～(74) 省略

(75) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第15条第4項(同条第7項、第15条の2第3項及び第15条の3第4項において準用する場合を含む。)及び第35条第2項(同法第50条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく当該職員の前送の交付に関すること。

(76)～(78) 省略

(48)の2 高圧ガス保安法第35条第1項の規定に基づく保安検査に関すること_____。

(48)の3 高圧ガス保安法第35条第1項第1号の規定に基づく高圧ガス保安協会等の保安検査を受けた旨の届出の受理に関すること_____。

(48)の4 高圧ガス保安法第35条第3項の規定に基づく保安検査の結果報告の受理に関すること_____。

(48)の5～(48)の7 省略

(48)の8 コンピナート等保安規則第34条第2項の規定に基づく特定施設の使用休止の届出の受理に関すること_____。

(49) 高圧ガス保安法第38条の規定に基づく許可の取消し及び停止命令に関すること_____。

(50) 省略

(50)の2 高圧ガス保安法第39条の規定に基づく緊急措置に関すること_____。

(50)の3 高圧ガス保安法第39条の11の規定に基づく検査記録の届出の受理に関すること_____。

(50)の4～(50)の20 省略

(50)の21 高圧ガス保安法第61条第1項の規定に基づく報告の徴収に関すること_____。

(50)の22 高圧ガス保安法第62条第1項の規定に基づく立入検査等に関すること_____。

(50)の23～(50)の25 省略

(51) 高圧ガス保安法第74条第1項の規定に基づく公安委員会等への通報に関すること_____。

(52)～(70) 省略

(70)の2 電気工事業法第34条第4項及び第5項の規定に基づく建設業者に関する特例に係る届出及び通知の受理に関すること。

(71)～(117) 省略

3 地方局長に委任する事務のうち、健康福祉環境部に関するものは、別に定めるものを除くほか、次に掲げるとおりとする。

(1)～(18)の27 省略

(18)の28 社会福祉法第69条の規定に基づく国及び県以外の者の第二種社会福祉事業の開始、変更及び廃止の届出の受理に関すること(行う事業が2以上の地方局の所管区域にわたる者に係るもの(児童福祉法第34条の7の規定により行うことができる放課後児童健全育成事業、身体障害者福祉法第27条の規定により行うことができる手話通訳事業、同法第28条第3項の規定により設置される身体障害者社会参加支援施設、老人福祉法第15条第5項の規定により設置される老人福祉センターその他社会福祉法以外の法律の規定により行うことができる事業又は設置される施設に係るものを除く。)を除く。)

(19)～(74) 省略

(75) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第15条第4項(同条第7項及び第15条の2第3項_____において準用する場合を含む。)及び第35条第2項(同法第50条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく当該職員の前送の交付に関すること。

(76)～(78) 省略

4 地方局長に委任する事務のうち、産業経済部にに関するものは、別に定めるものを除くほか、次に掲げるとおりとする。

(1)～(1)の28 省略

(1)の29 産業活力再生特別措置法第31条第1項及び第32条第1項の規定に基づく経営資源活用新事業計画の認定及び変更認定に関すること。

(1)の30 産業活力再生特別措置法第32条第2項の規定に基づく経営資源活用新事業計画の認定の取消しに関すること。

(1)の31 産業活力再生特別措置法第73条第4項の規定に基づく認定経営資源活用新事業計画の実施状況の報告の徴収に関すること。

(1)の32～(2)の9 省略

(2)の10 中小企業等協同組合法第48条（同法第55条第6項において準用する場合を含む。）の規定に基づく総会又は総代会の招集の承認に関すること（主たる事務所が地方局の所管区域内に存する事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会及び企業組合に係るものに限る。）。

(2)の11～(68) 省略

5 地方局長に委任する事務のうち、建設部にに関するものは、別に定めるものを除くほか、次に掲げるものとする。

(1)～(4) 省略

(5) 道路法第22条第1項、第24条、第32条第1項及び第3項（同法第91条第2項において準用する場合を含む。）、第34条（同法第91条第2項において準用する場合を含む。）、第35条（同法第91条第2項において準用する場合を含む。）、第36条第1項、第38条、第40条第2項（同法第91条第2項において準用する場合を含む。）、第43条の2、第44条の2第1項及び第3項から第5項まで、第47条第3項、第47条の2第1項、第2項及び第5項、第48条第2項及び第4項、第58条第1項、第66条第1項、第68条、第71条第1項から第3項まで、第87条第1項（同法第91条第2項において準用する場合を含む。）並びに第91条第1項の規定に基づく権限を行うこと。

(6)～(60)の40 省略

(60)の41 省エネルギー法第75条第5項の規定に基づく定期報告の受理に関すること。

(60)の42 省エネルギー法第75条第6項の規定に基づく勧告に関すること。

(60)の43 省エネルギー法第76条第3項の規定に基づく建築物調査の結果報告の受理に関すること。

(60)の44 省略

(60)の45 省略

(60)の46 省略

(60)の47 建築士法施行細則第7条第2項の規定に基づく書換え交付の申請（県外居住者に係るものを除く。）の受理に関すること。

(60)の48 省略

(60)の49 省略

(60)の50 省略

(60)の51 省略

(60)の52 省略

(60)の53 省略

(60)の54 省略

(60)の55 省略

4 地方局長に委任する事務のうち、産業経済部にに関するものは、別に定めるものを除くほか、次に掲げるとおりとする。

(1)～(1)の28 省略

(1)の29 産業活力再生特別措置法第22条第1項及び第23条第1項の規定に基づく経営資源活用新事業計画の認定及び変更認定に関すること。

(1)の30 産業活力再生特別措置法第23条第2項の規定に基づく経営資源活用新事業計画の認定の取消しに関すること。

(1)の31 産業活力再生特別措置法第35条第3項の規定に基づく認定経営資源活用新事業計画の実施状況の報告の徴収に関すること。

(1)の32～(2)の9 省略

(2)の10 中小企業等協同組合法第48条（同法第55条第6項において準用する場合を含む。）の規定に基づく総会又は総代会の招集の承認に関すること（主たる事務所が地方局の所管区域内に存する事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会及び企業組合に係るものに限る。）。

(2)の11～(68) 省略

5 地方局長に委任する事務のうち、建設部にに関するものは、別に定めるものを除くほか、次に掲げるものとする。

(1)～(4) 省略

(5) 道路法第22条第1項、第24条、第32条第1項及び第3項（同法第91条第2項において準用する場合を含む。）、第34条（同法第91条第2項において準用する場合を含む。）、第35条（同法第91条第2項において準用する場合を含む。）、第36条第1項、第38条、第40条第2項（同法第91条第2項において準用する場合を含む。）、第43条の2、第44条の2第1項及び第3項から第5項まで、第47条第3項、第47条の2第1項、第2項及び第5項、第48条第2項及び第4項、第58条第1項、第66条第1項、第68条、第71条第1項から第3項まで、第87条第1項（同法第91条第2項において準用する場合を含む。）並びに第91条第1項の規定に基づく権限を行うこと。

(6)～(60)の40 省略

(60)の41 省エネルギー法第75条第4項の規定に基づく定期報告の受理に関すること。

(60)の42 省エネルギー法第75条第5項の規定に基づく勧告に関すること。

(60)の43 省略

(60)の44 省略

(60)の45 省略

(60)の46 省略

(60)の47 省略

(60)の48 省略

(60)の49 省略

(60)の50 省略

(60)の51 省略

(60)の52 省略

(60)の53 省略

- (60)の56 省略
- (60)の57 省略
- (60)の58 省略
- (60)の59 省略
- (60)の60 省略
- (60)の61 省略
- (61)～(76) 省略

6 省略

(地方局長の専決事項)

第14条 省略

2～4 省略

5 地方局長の専決処理すべき事項のうち、産業経済部にに関する事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1)～(7)の16 省略
- (7)の17 農地法第83条の2の規定に基づく原状回復命令等に関すること。
- (7)の18～(9)の10 省略
- (9)の11 主要農作物種子法第4条及び第5条の規定に基づくほ場審査及び生産物審査並びにほ場審査証明書及び生産物審査証明書の交付に関すること(中予地方局に限る。)
- (9)の12～(52) 省略

6～9 省略

(支局長の専決事項)

第15条 次項及び第3項に定めるもののほか、支局長の専決処理すべき事項は、次に掲げるとおりとする。ただし、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ地方局長の承認を受けなければならない。

- (1) 支局長の出張(県外出張を除く。)に関すること。
- (2) 支局長の休暇、育児休業等その他服務に関すること。

2 支局長の専決すべき事項のうち、総務県民室に関する事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1)・(2) 省略
- (3) 愛媛県公有財産及び債権に関する事務取扱規則第28条の2において準用する同規則第22条の規定に基づく行政財産の貸付けに関すること。
- (4) 愛媛県公有財産及び債権に関する事務取扱規則第28条の2において準用する同規則第23条の規定に基づく行政財産の貸付期間の延長及び更新に関すること。
- (5) 愛媛県公有財産及び債権に関する事務取扱規則第28条の2において準用する同規則第24条の規定に基づく行政財産の貸付けに係る使用目的又は原形の変更承認に関すること。
- (6) 省略
- (7) 愛媛県公有財産及び債権に関する事務取扱規則第30条において準用する同規則第24条の規定に基づく行政財産の使用許可に係る使用目的又は原形の変更承認に関すること。
- (8) 省略
- (9) 省略
- (10) 省略
- (11) 省略

3 省略

(土木事務所長等の専決事項)

第16条 地方局土木事務所長の専決処理すべき事項は、次に掲げるとおりとする。ただし、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ地方局長の承認を受けなければならない。

- (60)の54 省略
- (60)の55 省略
- (60)の56 省略
- (60)の57 省略
- (60)の58 省略
- (60)の59 省略
- (61)～(76) 省略

6 省略

(地方局長の専決事項)

第14条 省略

2～4 省略

5 地方局長の専決処理すべき事項のうち、産業経済部にに関する事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1)～(7)の16 省略
- (7)の17 農地法第83条2の規定に基づく原状回復命令等に関すること。
- (7)の18～(9)の10 省略
- (9)の11 主要農作物種子法第4条及び第5条の規定に基づくほ場審査及び生産物審査並びにほ場審査証明書及び生産物審査証明書の交付に関すること(松山地方局に限る。)
- (9)の12～(52) 省略

6～9 省略

(支局長の専決事項)

第15条 支局長の専決すべき事項のうち、総務県民室に関する事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1)・(2) 省略
- (3) 省略
- (4) 愛媛県公有財産及び債権に関する事務取扱規則第30条において準用する同規則第24条の規定に基づく行政財産の _____ 使用目的又は原形の変更承認に関すること。
- (5) 省略
- (6) 省略
- (7) 省略
- (8) 省略

2 省略

(土木事務所長等の専決事項)

第16条 地方局土木事務所長の専決処理すべき事項は、次に掲げるとおりとする。ただし、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ地方局長の承認を受けなければならない。

- (1) 職員 の出張（所長の県外出張及び職員の海外出張を除く。）に関する事。
- (2) 職員 の休暇、育児休業等その他服務に関する事。
- (2)の2～(13)の43 省略
- (13)の44 省エネルギー法第75条第5項の規定に基づく定期報告の受理に関する事。
- (13)の45 省エネルギー法第75条第6項の規定に基づく勧告に関する事。
- (13)の46 省エネルギー法第76条第3項の規定に基づく建築物調査の結果報告の受理に関する事。
- (13)の47 省略
- (13)の48 省略
- (13)の49 省略
- (13)の50 建築士法施行細則第7条第2項の規定に基づく書換え交付の申請の受理に関する事（県外居住者に係るものを除く。）。
- (13)の51 省略
- (13)の52 省略
- (13)の53 省略
- (13)の54 省略
- (13)の55 省略
- (13)の56 省略
- (13)の57 省略
- (13)の58 省略
- (13)の59 省略
- (13)の60 省略
- (13)の61 省略
- (13)の62 省略
- (13)の63 省略
- (13)の64 省略
- (13)の65 省略
- (13)の66 省略
- (13)の67 省略
- (13)の68 省略
- (13)の69 省略
- (13)の70 省略
- (13)の71 省略
- (13)の72 省略
- (13)の73 省略
- (13)の74 省略
- (13)の75 省略
- (13)の76 省略
- (13)の77 省略
- (13)の78 省略
- (13)の79 省略
- (13)の80 省略
- (13)の81 省略
- (13)の82 省略
- (13)の83 省略
- (13)の84 省略
- (13)の85 省略
- (13)の86 省略
- (13)の87 省略

- (1) 所属職員 の出張（所長の県外出張 _____ を除く。）に関する事。
- (2) 所属職員 の休暇、育児休業等その他服務に関する事。
- (2)の2～(13)の43 省略
- (13)の44 省エネルギー法第75条第4項の規定に基づく定期報告の受理に関する事。
- (13)の45 省エネルギー法第75条第5項の規定に基づく勧告に関する事。
- (13)の46 省略
- (13)の47 省略
- (13)の48 省略
- (13)の49 省略
- (13)の50 省略
- (13)の51 省略
- (13)の52 省略
- (13)の53 省略
- (13)の54 省略
- (13)の55 省略
- (13)の56 省略
- (13)の57 省略
- (13)の58 省略
- (13)の59 省略
- (13)の60 省略
- (13)の61 省略
- (13)の62 省略
- (13)の63 省略
- (13)の64 省略
- (13)の65 省略
- (13)の66 省略
- (13)の67 省略
- (13)の68 省略
- (13)の69 省略
- (13)の70 省略
- (13)の71 省略
- (13)の72 省略
- (13)の73 省略
- (13)の74 省略
- (13)の75 省略
- (13)の76 省略
- (13)の77 省略
- (13)の78 省略
- (13)の79 省略
- (13)の80 省略
- (13)の81 省略
- (13)の82 省略
- (13)の83 省略
- (13)の84 省略
- (13)の85 省略

(13)の88 省略

(13)の89 省略

(13)の90 省略

(14)～(33) 省略

2 省略

3 ダム管理事務所長の専決処理すべき事項は、次に掲げるとおりとする。ただし、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ所轄の地方局長の承認を受けなければならない。

- (1) 職員の出張(所長の県外出張及び職員の海外出張を除く。)に関する事。
(2) 職員の休暇、育児休業等その他服務に関する事。
(3)～(6) 省略

(13)の86 省略

(13)の87 省略

(13)の88 省略

(14)～(33) 省略

2 省略

3 ダム管理事務所長の専決処理すべき事項は、次に掲げるとおりとする。ただし、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ所轄の地方局長の承認を受けなければならない。

- (1) 所属所員の出張(所長の県外出張を除く。)に関する事。
(2) 所属所員の休暇、育児休業等その他服務に関する事。
(3)～(6) 省略

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

○愛媛県訓令第11号

各地方機関

愛媛県地方局事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成21年4月1日

愛媛県知事 加戸守行

愛媛県地方局事務決裁規程の一部を改正する訓令

愛媛県地方局事務決裁規程(昭和55年愛媛県訓令第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

Table with 2 main columns: '改正後' (After Amendment) and '改正前' (Before Amendment). Each column contains text for Article 1, Article 2, and Article 1, followed by a table for 'Table 1 (Article 4 Relationship)' detailing decision-making authority for various tasks.

1～3 省略				1～3 省略			
4 人事管理に関する事務	1 職員及び管内の地方局に属する機関の職員（以下「所属職員」という。）の身分及び服務に関すること。			4 人事管理に関する事務	1 所属職員 _____の身分及び服務に関すること。		
	(1) 出張、休暇、育児休業等、職務専念義務の免除等（(2)及び(3)に掲げるものを除く。）			(1) 出張、休暇、育児休業等、職務専念義務の免除等（職員の海外出張_____を除く。）			
	ア 省略			ア 省略			
	イ 支局長、保健所長、家畜保健衛生所長、土木事務所長及びダム管理事務所長に係るもの（県外出張に限る。）			イ _____保健所長、家畜保健衛生所長、土木事務所長及びダム管理事務所長に係るもの（県外出張に限る。）			
	ウ 支局長、課長、室長及び技幹に係るもの			ウ _____課長、室長及び技幹に係るもの			
	(ア)～(ウ) 省略			(ア)～(ウ) 省略			
	エ・オ 省略			エ・オ 省略			
	(2) 出先機関及び地方局に属する機関の職員の出張及び服務に係ること（異例又は重要と認められるものに限る。）。	—		(2) 職員_____の海外出張			
	(3) 所属職員の海外出張						
	(4) 所属職員の昇任、昇格、昇給及び勤勉手当の内申	—					
	(5) 臨時職員（第22条）の任免及び日々雇用職員（長期）の雇用承認	—					
	(6) 省略			(3) 省略			
	(7) 非常勤職員の任免に関すること。						
	ア 法令に基づくもの	—					
イ ア以外のもの	—						
2 省略			2 省略				
			3 管内職員の身分及び服務に関すること。				
			(1) 管内地方機関の職員の出張及び服務に係ること（異例又は重要と認められるものに限る。）。	—			
			(2) 管内職員の昇任、昇格、昇給及び勤勉手当の内申	—			
			(3) 管内の臨時職員（第22条）の任免及び日々雇用職員（長期）の雇用承認	—			
			(4) 管内の非常勤職員の任免に関すること。				
			ア 法令に基づくもの	—			

	3	所属職員の扶養手当及び児童手当の認定並びに単身赴任手当の決定に関すること。		
5 所属職員の人事配置及び事務の分担に関する事務	1	所属職員の人事配置に関すること（技術職員に係るものを除く。）。		
	2・3	省略		
6～11	省略			

備考 1 省略

- 2 この表4の部1の項(5)及び(7)イ並びに3の項の適用については、同表決裁区分の欄中「部長」とあるのは、「総務企画部長」とする。
- 3 総務県民室に属する事務に係る次に掲げるこの表の規定の適用については、同表決裁区分の欄中「課長」とあるのは、「室長」とする。
 - (1) 省略
 - (2) 4の部1の項(1)才及び(6)並びに2の項
 - (3)～(6) 省略
- 4 福祉室、商工観光室、支局商工観光室、地域農業室、産地育成室、企画検査室、支局地域農業室又は支局産地育成室に属する事務に係る次に掲げるこの表の規定の適用については、同表決裁区分の欄中「課長」とあるのは、「室長」とする。
 - (1) 省略
 - (2) 4の部1の項(1)才及び(6)並びに2の項
 - (3)～(5) 省略
 - (6) 11の部3の項
- 5 この表8の部の適用については、支局商工観光室に属する事務に係る次に掲げるこの表の規定の適用については、同表決裁区分の欄中「課長」とあるのは「室長」とし、支局地域農業室及び支局産地育成室に属する事務に係る次に掲げるこの表の規定の適用については、同表決裁区分の欄中「課長」とあるのは「支局地域農業室長」とする。
 - (1)・(2) 省略
 - (3) 3の項(3)、(6)、(9)、(12)及び(13)
 - (4) 4の項(3)、(6)、(9)、(12)及び(13)
 - (5) 省略
- 6 支局長の専決処理すべき事務に係るこの表1の部2の項及び5の項並びに4の部1の項の規定の適用については、同表決裁区分の欄中「部長」とあるのは、「支局長」とする。

別表第2（第4条関係）

局長の権限に属する総務企画部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事項	決裁区分		
			局長	専決者	
				部長	課長

		イ ア以外のもの		
	4	管内職員の扶養手当及び児童手当の認定並びに単身赴任手当の決定に関すること。		
5 職員_の人事配置及び事務の分担に関する事務	1	管内職員の人事配置に関すること（技術職員に係るものを除く。）。		
	2・3	省略		
6～11	省略			

備考 1 省略

- 2 この表4の部3の項(3)及び(4)並びに4の項の適用については、同表決裁区分の欄中「部長」とあるのは、「総務企画部長」とする。
- 3 総務県民室に属する事務に係る次に掲げるこの表の規定の適用については、同表決裁区分の欄中「課長」とあるのは、「室長」とする。
 - (1) 省略
 - (2) 4の部1の項(1)才及び(3)並びに2の項
 - (3)～(6) 省略
- 4 福祉室、商工観光室、支局商工観光室、地域農業室、産地育成室、企画検査室、支局地域農業室又は支局産地育成室に属する事務に係る次に掲げるこの表の規定の適用については、同表決裁区分の欄中「課長」とあるのは、「室長」とする。
 - (1) 省略
 - (2) 4の部1の項(1)才及び(3)並びに2の項
 - (3)～(5) 省略
 - (6) 10の部3の項
- 5 この表8の部の適用については、支局商工観光室に属する事務に係る次に掲げるこの表の規定の適用については、同表決裁区分の欄中「課長」とあるのは「室長」とし、支局地域農業室及び支局産地育成室に属する事務に係る次に掲げるこの表の規定の適用については、同表決裁区分の欄中「課長」とあるのは「支局地域農業室長」とする。
 - (1)・(2) 省略
 - (3) 3の項(3)、(5)、(8)、(11)及び(12)
 - (4) 4の項(3)、(5)、(8)、(11)及び(12)
 - (5) 省略
- 6 支局長の専決処理すべき事務に係るこの表1の部2の項及び5の項_____の規定の適用については、同表決裁区分の欄中「部長」とあるのは、「支局長」とする。

別表第2（第4条関係）

局長の権限に属する総務企画部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事項	決裁区分		
			局長	専決者	
				部長	課長

総務 県民課	1～5 省略				総務 県民課	1～5 省略			
	6 管内の公有財産の総合管理に関する事務	1 愛媛県公有財産及び債権に関する事務取扱規則の施行に関すること。				1 愛媛県公有財産及び債権に関する事務取扱規則の施行に関すること。			
		(1) 省略				(1) 省略			
		(2) 行政財産の貸付け並びに貸付期間の延長及び更新（規則第22条、第23条、第28条の2）	—						
		(3) 行政財産の貸付けに係る使用目的又は原形の変更承認（規則第24条、第28条の2、第30条）	—						
		(4) 省略				(2) 省略			
		(5) 省略				(3) 省略			
		(6) 行政財産の使用許可に係る使用目的又は原形の変更承認（規則第30条）				(4) 行政財産の_____使用目的又は原形の変更承認（規則第30条）			
	2・3 省略			2・3 省略					
	7～9 省略					7～9 省略			
10 文書管理及び公取納員の印を除く。）の管理に関する事務	1～8 省略			10 文書管理及び公取納員の印を除く。）の管理に関する事務	1～8 省略				
	9 保存文書の廃棄（文書管理規程第64条第1項、第65条、第66条第3項）			9 保存文書の廃棄（文書管理規程第64条第1項、第65条、第66条第2項）					
	10 省略			10 省略					
11～18 省略				11～18 省略					
19 不当景品類及び不当表示防止法の施行に関する事務				19 不当景品類及び不当表示防止法の施行に関する事務	1 違反業者に対する禁止若しくは再発防止のための必要事項又は公示その他必要事項の指示（第7条）	—			
	1 省略			2 省略					
	2 省略			3 省略					
20・21 省略				20・21 省略					

22 消 費生 活用 製品 安全 法の 施行 に関 する 事務	1 業務状況に関する報告の徴収 (第40条第1項、第55条、消費生活 活用製品安全法施行令(以下この 部において「政令」という。)第 14条第1項)	—	
	2 立入検査(第41条第1項、第55 条、政令第14条第1項)	—	
	3 消費生活用製品の提出命令(第 42条第1項、第55条、政令第14条 第1項)	—	
23 省 略			
24 省 略			
25 省 略			
26 省 略			
27 省 略			
28 省 略			
29 省 略			
30 省 略			
31 省 略			
32 省 略			
33 省 略			
34 省 略			
35 省 略			
36 省 略			
37 省 略			
38 省 略			
39 省 略			
40 高 圧ガ ス保 安法 の施 行に 関す	1 高圧ガスの製造、貯蔵、販売及 び消費等の規制に関すること。		
	(1)~(13) 省略		
	(14) 完成検査(第20条第1項本 文、第3項、一般高圧ガス保安 規則(以下この部において「一 般規則」という。)第31条第2		

22 省 略			
23 省 略			
24 省 略			
25 省 略			
26 省 略			
27 省 略			
28 省 略			
29 省 略			
30 省 略			
31 省 略			
32 省 略			
33 省 略			
34 省 略			
35 省 略			
36 省 略			
37 省 略			
38 省 略			
39 高 圧ガ ス保 安法 の施 行に 関す	1 高圧ガスの製造、貯蔵、販売及 び消費等の規制に関すること。		
	(1)~(13) 省略		
	(14) 完成検査(第20条第1項本 文、第3項、一般高圧ガス保安 規則(以下この部において「一 般規則」という。)第31条第2		

る事務	項、液化石油ガス保安規則（以下この部において「液石則」という。）第32条第2項_____			
	_____、冷凍保安規則（以下この部において「冷凍則」という。）第21条第2項）			
	(15)～(29) 省略			
	2 保安に関すること。			
	(1)～(3) 省略			
	(4) 保安検査（第35条第1項、一般則第79条第4項、液石則第77条第4項_____、冷凍則第40条第4項）			
	(5) 特定施設の使用休止の届出の受理（一般則第79条第2項、液石則第77条第2項_____）			
(6)～(8) 省略				
3～5 省略				
41 省略				
42 省略				
43 電気工事事業の業務の適正化に関する法律の施行に関する事務	1～6 省略			
	7 承継等の届出の受理（第9条から第11条まで）			
	8～17 省略			

備考 1 総務県民室においては、この表3の部1の項、3の項及び4の項、4の部、6の部2の項(1)から(3)まで及び3の項、7の部1の項(2)及び3の項、10の部2の項、4の項から6の項まで及び8の項から10の項まで、13の部1の項、29の部1の項(2)、30の部1の項(2)、32の部1の項、34の部、35の部2の項並びに37の部2の項に掲げる事務については、同表組織名の欄中「総務県民課」とあるのは「総務県民室」とし、同表決裁区分の欄中「課長」とあるのは「室長」として、同表の規定を適用する。

る事務	項、液化石油ガス保安規則（以下この部において「液石則」という。）第32条第2項、コンビナート等保安規則（以下この部において「コンビ則」という。）第15条第2項、冷凍保安規則（以下この部において「冷凍則」という。）第21条第2項）			
	(15)～(29) 省略			
	2 保安に関すること。			
	(1)～(3) 省略			
	(4) 保安検査（第35条第1項、一般則第79条第4項、液石則第77条第4項、コンビ則第34条第4項、冷凍則第40条第4項）			
	(5) 特定施設の使用休止の届出の受理（一般則第79条第2項、液石則第77条第2項、コンビ則第34条第2項）			
	(6)～(8) 省略			
3～5 省略				
40 省略				
41 省略				
42 電気工事事業の業務の適正化に関する法律の施行に関する事務	1～6 省略			
	7 承継等の届出の受理（第9条から第11条まで）			
	8～17 省略			

備考 1 総務県民室においては、この表3の部1の項、3の項及び4の項、4の部、6の部2の項(1)から(3)まで及び3の項、7の部1の項(2)及び3の項、10の部2の項、4の項から6の項まで及び8の項から10の項まで、13の部1の項、28の部1の項(2)、29の部1の項(2)、31の部1の項、33の部、34の部2の項並びに36の部2の項に掲げる事務については、同表組織名の欄中「総務県民課」とあるのは「総務県民室」とし、同表決裁区分の欄中「課長」とあるのは「室長」として、同表の規定を適用する。

2 総務県民室においては、この表6の部1の項及び2の項(4)、7の部1の項(1)並びに35の部3の項に掲げる事務については、同表組織名の欄中「総務県民課」とあるのは「総務県民室」とし、同表決裁区分の欄中「局長」及び「部長」とあるのは「支局長」として、同表の規定を適用する。

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			局長	専決者	
				部長	課長
地域 政策課	1～4 省略				
	5				
	1 省略 2 省略				
	6～10 省略				

備考 省略

別表第3（第4条関係）

局長の権限に属する健康福祉環境部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			局長	専決者	
				部長	課長
健康 増進課	1～4 省略				
	5 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する	1 当該職員の証の交付（第15条第4項、第7項、第15条の2第3項、第15条の3第4項、第35条第2項、第50条第2項）			

2 総務県民室においては、この表6の部1の項及び2の項(4)、7の部1の項(1)並びに34の部3の項に掲げる事務については、同表組織名の欄中「総務県民課」とあるのは「総務県民室」とし、同表決裁区分の欄中「局長」及び「部長」とあるのは「支局長」として、同表の規定を適用する。

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			局長	専決者	
				部長	課長
地域 政策課	1～4 省略				
	5 広域行政圏	1 広域行政圏計画に関すること。			
	2 省略				
	3 省略				
	6～10 省略				

備考 省略

別表第3（第4条関係）

局長の権限に属する健康福祉環境部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			局長	専決者	
				部長	課長
健康 増進課	1～4 省略				
	5 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する	1 当該職員の証の交付（第15条第4項、第7項、第15条の2第3項、第35条第2項、第50条第2項）			

	る法律の施行に関する事務			
	6 省略			

	る法律の施行に関する事務			
	6 省略			

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分	
			局長	専決者
				部長
環境保全課	1～14 省略			
	15 ゴルフ場における農薬使用の適正化に関する事務	1 省略		
	16 省略			

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分	
			局長	専決者
				部長
環境保全課	1～14 省略			
	15 ゴルフ場における農薬使用の適正化に関する事務	1 省略		
	16 省略			

別表第4（第4条関係）

別表第4（第4条関係）

局長の権限に属する産業経済部関係事務に係る特定決裁事項

局長の権限に属する産業経済部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分	
			局長	専決者
				部長
商工観光室	1～14 省略			
	15 産業活力再生特措置法の施行に関する事務	1 経営資源活用新事業計画の認定及び変更認定（第31条第1項、第32条第1項）		
		2 経営資源活用新事業計画の認定の取消し（第32条第2項）		
		3 認定経営資源活用新事業計画の実施状況の報告の徴収（第73条第4項）		
16・17 省略				

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分	
			局長	専決者
				部長
商工観光室	1～14 省略			
	15 産業活力再生特措置法の施行に関する事務	1 経営資源活用新事業計画の認定及び変更認定（第22条第1項、第23条第1項）		
		2 経営資源活用新事業計画の認定の取消し（第23条第2項）		
		3 認定経営資源活用新事業計画の実施状況の報告の徴収（第35条第3項）		
16・17 省略				

備考 省略

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分	
			局長	専決者
				部長
農村整備課	1 省略			
	2 土地改良事業に関する事業	1～5 省略		
		6 1件の設計金額が1億円未満の県営農業土木工事の調査、測量及び設計の委託に関すること。		
		(1) 省略		
		(2) 1件の設計金額が1,000万円以上3,000万円未満のもの		
		(3) 1件の設計金額が1,000万円未満のもの		
3～8 省略				

備考 省略

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分	
			局長	専決者
				部長
森林林業課	1～3 省略			
	4 治山・林道事業に関する事務	1～4 省略		
		5 1件の設計金額が1億円未満の県営の治山工事及び林道工事の調査、測量及び設計の委託に関すること。		
		(1) 省略		
		(2) 1件の設計金額が1,000万円以上3,000万円未満のもの		
		(3) 1件の設計金額が1,000万円未満のもの		
5～19 省略				

備考 省略

別表第5（第4条関係）

局長の権限に属する建設部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分	
			局長	専決者
				部長
管	1～5			

備考 省略

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分	
			局長	専決者
				部長
農村整備課	1 省略			
	2 土地改良事業に関する事業	1～5 省略		
		6 1件の設計金額が1億円未満の県営農業土木工事の調査、測量及び設計の委託に関すること。		
		(1) 省略		
		(2) 1件の設計金額が300万円以上3,000万円未満のもの		
		(3) 1件の設計金額が300万円未満のもの		
3～8 省略				

備考 省略

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分	
			局長	専決者
				部長
森林林業課	1～3 省略			
	4 治山・林道事業に関する事務	1～4 省略		
		5 1件の設計金額が1億円未満の県営の治山工事及び林道工事の調査、測量及び設計の委託に関すること。		
		(1) 省略		
		(2) 1件の設計金額が300万円以上3,000万円未満のもの		
		(3) 1件の設計金額が300万円未満のもの		
5～19 省略				

備考 省略

別表第5（第4条関係）

局長の権限に属する建設部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分	
			局長	専決者
				部長
管	1～5			

理 課	省略			
	6 道 路法 の施 行に 関す る事 務	1～12 省略		
		13 特殊な車両の通行許可（第47条の2第1項、第2項、第5項）		—
		14 省略		
		15 省略		
		16 省略		
		17 省略		
		18 省略		
		19 省略		
		20 省略		
		21 省略		
		22 省略		
	23 省略			
	24 省略			
25 省略				
7～35 省略				

理 課	省略			
	6 道 路法 の施 行に 関す る事 務	1～12 省略		
		13 省略		
		14 省略		
		15 省略		
		16 省略		
		17 省略		
		18 省略		
		19 省略		
		20 省略		
		21 省略		
		22 省略		
	23 省略			
	24 省略			
7～35 省略				

組 織 名	事務の 種 類	事 項	決裁区分			
			局 長	専決者		
				部 長	課 長	
建 築 指 導 課	1～7 省略					
	8 エ ネル ギー の使 用の 合理 化に 関す る法 律の 施行 に関 する 事務	1 省略				
		2 特定建築物に関すること。				
		(1)・(2) 省略				
		(3) 定期報告の受理（第75条第5項）				
		(4) 勧告（第75条第6項）				
	(5) 建築物調査の結果報告の受理（第76条第3項）				—	
3 省略						
9 建 築士 法の 施行 に関 する 事務	1 二級建築士又は木造建築士の免許に関すること。					
	(1)・(2) 省略					
	(3) 免許証書換え交付の申請の受理（細則第7条第2項）					—
	(4) 省略					
	(5) 省略					

組 織 名	事務の 種 類	事 項	決裁区分			
			局 長	専決者		
				部 長	課 長	
建 築 指 導 課	1～7 省略					
	8 エ ネル ギー の使 用の 合理 化に 関す る法 律の 施行 に関 する 事務	1 省略				
		2 特定建築物に関すること。				
		(1)・(2) 省略				
		(3) 定期報告の受理（第75条第4項）				
		(4) 勧告（第75条第5項）				
	3 省略					
9 建 築士 法の 施行 に関 する 事務	1 二級建築士又は木造建築士の免許に関すること。					
	(1)・(2) 省略					
	(3) 省略					
	(4) 省略					

	(6) 省略			
	(7) 省略			
	2・3 省略			
10～14 省略				

別表第7（第4条関係）

土木事務所長の権限に属する事務に係る特定決裁事項

組 織 名	事務の 種 類	事 項	決裁 区分	
			所 長	専 決 者 課 長
用 地 管 理 課	1～44 省略			
	45 エ ネル ギー の使 用の 合理 化に 関す る法 律の 施行 に関 する 事務	1 省略		
		2 特定建築物に関すること。		
		(1)・(2) 省略		
		(3) 定期報告の受理（第75条第5項）		
		(4) 勧告（第75条第6項）		
	(5) 建築物調査の結果報告の受理（第76条第3項）			
	3 省略			
	46 建 築士 法の 施行 に関 する 事務	1 二級建築士又は木造建築士の免許に関すること。		
		(1)・(2) 省略		
(3) 免許証書換え交付の申請の受理（細則第7条第2項）				
(4) 省略				
(5) 省略				
(6) 省略				
(7) 省略				
2・3 省略				
47～49 省略				

備考 省略

	(5) 省略			
	(6) 省略			
	2・3 省略			
10～14 省略				

別表第7（第4条関係）

土木事務所長の権限に属する事務に係る特定決裁事項

組 織 名	事務の 種 類	事 項	決裁 区分	
			所 長	専 決 者 課 長
用 地 管 理 課	1～44 省略			
	45 エ ネル ギー の使 用の 合理 化に 関す る法 律の 施行 に関 する 事務	1 省略		
		2 特定建築物に関すること。		
		(1)・(2) 省略		
		(3) 定期報告の受理（第75条第4項）		
		(4) 勧告（第75条第5項）		
	3 省略			
	46 建 築士 法の 施行 に関 する 事務	1 二級建築士又は木造建築士の免許に関すること。		
		(1)・(2) 省略		
		(3) 省略		
(4) 省略				
(5) 省略				
(6) 省略				
2・3 省略				
47～49 省略				

備考 省略

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

○愛媛県訓令第12号

庁 中 一 般
各 地 方 機 関

組織改正に伴う関係訓令の整理に関する訓令を次のように定める。

平成21年 4 月 1 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

組織改正に伴う関係訓令の整理に関する訓令

(愛媛県保健所処務規程の一部改正)

第1条 愛媛県保健所処務規程(昭和26年愛媛県訓令第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前				
<p>(分掌事務)</p> <p>第2条 保健所(四国中央保健所を除く。)の各課室の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>企画課 省略</p> <p>検査室(西条保健所及び宇和島保健所に限る。) 省略</p> <p>健康増進課</p> <p>(1)~(14) 省略</p> <p>(15) <u>ハンセン病問題の解決の促進に関する法律(平成20年法律第82号)</u>に関すること。</p> <p>生活衛生課 省略</p> <p>環境保全課 省略</p> <p>2 四国中央保健所の各課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>企画課 省略</p> <p>保健課</p> <p>(1)~(14) 省略</p> <p>(15) <u>ハンセン病問題の解決の促進に関する法律</u>に関すること。</p> <p>衛生環境課 省略</p> <p>別表(第4条、第6条関係)</p> <p>所長の権限に属する事務に係る特定決裁事項</p>				<p>(分掌事務)</p> <p>第2条 保健所(四国中央保健所を除く。)の各課室の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>企画課 省略</p> <p>検査室(西条保健所及び宇和島保健所に限る。) 省略</p> <p>健康増進課</p> <p>(1)~(14) 省略</p> <p>(15) <u>らい予防法の廃止に関する法律</u>に関すること。</p> <p>生活衛生課 省略</p> <p>環境保全課 省略</p> <p>2 四国中央保健所の各課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>企画課 省略</p> <p>保健課</p> <p>(1)~(14) 省略</p> <p>(15) <u>らい予防法の廃止に関する法律</u>に関すること。</p> <p>衛生環境課 省略</p> <p>別表(第4条、第6条関係)</p> <p>所長の権限に属する事務に係る特定決裁事項</p>				
組	事務の種類	事 項	決裁区分	組	事務の種類	事 項	決裁区分	
			所 課 長 長				所 課 長 長	
企 画 課	1~4 省 略			企 画 課	1~4 省 略			
	5 医療法 (昭和23 年法律第 205号)の 施行に関 する事務	1 省略			—	5 医療法 (昭和23 年法律第 205号)の 施行に関 する事務	1 省略	
		2 医療に関する情報に関すること。						
		(1) 報告の受理(第6条の3第1項)						
		(2) 変更の報告の受理(第6条の3第2項)						
		(3) 報告内容の確認に係る情報提供の要求(第6条の3第4項)						
	(4) 報告事項の公表(第6条の3第5項)							
	(5) 報告の命令等(第6条の3第6項)							
3 省略				2 省略				
4 省略				3 省略				

	5 省略		
	6 省略		
6 ~ 20 省略			

	4 省略		
	5 省略		
6 ~ 20 省略			

組 織 名	事務の種類	事 項	決裁区分	
			所 長	課 長
健 康 増 進 課	1 ~ 3 省略			
	4 ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（平成20年法律第82号）の施行に関する事務	1 入所者の親族の援護（第19条第1項）		—
		2 費用の徴収（第21条第1項）		—
	5 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）の施行に関する事務	1 感染症に関する情報の収集及び公表に関すること。		
		(1)~(3) 省略		
		(4) 質問及び調査の実施（第15条第1項、第15条の2第1項、第15条の3第2項）		
		(5) 検疫所長からの通知を受けた場合の報告の徴収及び質問（第15条の3第1項）	—	
		2 ~ 5 省略		
		6 消毒その他の措置に関すること。		
		(1) 省略		
(2) 駆除の命令等（第28条、第44条の4第1項、第50条第1項）				
(3)~(5) 省略				
(6) 給水制限の命令等（第31条、第44条の4第1項、第50条第1項）				
(7) 立入調査（第35条第1項、第44条の4第1項、第50条第1項）				
(8) 措置を実施する旨の通知等（第36条第1項、第44条の4第1項、第50条第1項）				
(9) 建物への立入制限等の措置の実施に係る掲示（第36条第3項、第44条の4第1項、第50条第4項）				
7 省略				

組 織 名	事務の種類	事 項	決裁区分	
			所 長	課 長
健 康 増 進 課	1 ~ 3 省略			
	4 らい予防法の廃止に関する法律（平成8年法律第28号）の施行に関する事務	1 入所患者の親族の援護（第6条第1項）		—
		2 費用の徴収（第8条第1項）		—
	5 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）の施行に関する事務	1 感染症に関する情報の収集及び公表に関すること。		
		(1)~(3) 省略		
		(4) 質問及び調査の実施（第15条第1項、第15条の2第1項、_____）		
		(5) 検疫所長からの通知を受けた場合の報告の徴収及び質問（第15条の3第1項）	—	
		2 ~ 5 省略		
		6 消毒その他の措置に関すること。		
		(1) 省略		
(2) 駆除の命令等（第28条____、第50条第1項）				
(3)~(5) 省略				
(6) 給水制限の命令等（第31条____、第50条第1項）				
(7) 立入調査（第35条第1項____、第50条第1項）				
(8) 措置を実施する旨の通知等（第36条第1項____、第50条第1項）				
(9) 建物への立入制限等の措置の実施に係る掲示（第36条第3項____、第50条第4項）				
7 省略				

	8 <u>新型インフルエンザ等感染症に関すること。</u>				
	(1) <u>感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者に対する報告の徴収（第44条の3第1項）</u>	—			
	(2) <u>報告を求めた者に対する協力の要請（第44条の3第2項）</u>	—			
	(3) <u>食事の提供等（第44条の3第4項）</u>	—			
	(4) <u>費用の徴収（第44条の3第5項）</u>	—			
	9 <u>新感染症に関すること。</u>				8 <u>新感染症に関すること。</u>
	(1)~(8) <u>省略</u>				(1)~(8) <u>省略</u>
	(9) <u>感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者に対する報告の徴収（第50条の2第1項）</u>	—			
	(10) <u>報告を求めた者に対する協力の要請（第50条の2第2項）</u>	—			
	(11) <u>食事の提供等（第44条の3第4項、第50条の2第4項）</u>	—			
	(12) <u>費用の徴収（第44条の3第5項、第50条の2第4項）</u>	—			
	10 <u>省略</u>				9 <u>省略</u>
6・7 <u>省略</u>					6・7 <u>省略</u>
備考 <u>省略</u>					備考 <u>省略</u>

（愛媛県消費生活センター処務規程の一部改正）

第2条 愛媛県消費生活センター処務規程（昭和47年愛媛県訓令第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（係の分掌事務）</p> <p>第2条 センターの分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p><u>消費者啓発係</u></p> <p>(1)~(9) <u>省略</u></p> <p><u>相談・指導係</u></p> <p>(1)・(2) <u>省略</u></p> <p>（職務）</p> <p>第3条 <u>参事</u>は、知事の命を受け、<u>特に重要な事務</u>を処理する。</p> <p>2 <u>省略</u></p> <p>3 <u>副参事は、所長の命を受け、重要な事務を処理する。</u></p> <p>4 <u>省略</u></p> <p>5 <u>省略</u></p> <p>6 <u>省略</u></p> <p>7 <u>省略</u></p> <p>8 <u>省略</u></p> <p>（専決事項）</p>	<p>（係の分掌事務）</p> <p>第2条 センターの分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p><u>普及啓発係</u></p> <p>(1)~(9) <u>省略</u></p> <p><u>相談・テスト係</u></p> <p>(1)・(2) <u>省略</u></p> <p>（職務）</p> <p>第3条 <u>副参事</u>は、知事の命を受け、<u>重要な事務</u>を処理する。</p> <p>2 <u>省略</u></p> <p>3 <u>省略</u></p> <p>4 <u>省略</u></p> <p>5 <u>省略</u></p> <p>6 <u>省略</u></p> <p>7 <u>省略</u></p> <p>（専決事項）</p>

第4条 所長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

(1)～(8) 省略

(9) 財産の管理に関すること（愛媛県公有財産及び債権に関する事務取扱規則（昭和39年愛媛県規則第49号）第28条の2において準用する第22条から第27条まで及び第34条（用途指定の貸付に係る部分に限る。）、第29条並びに第30条において準用する第24条に規定する知事の権限に関する事項を除く。）。

(10) 省略

第4条 所長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

(1)～(8) 省略

(9) 財産の管理に関すること（愛媛県公有財産及び債権に関する事務取扱規則（昭和39年愛媛県規則第49号）第29条及び第30条

に規定する知事の権限に関する事項を除く。）。

(10) 省略

（愛媛県農林水産研究所処務規程の一部改正）

第3条 愛媛県農林水産研究所処務規程（昭和50年愛媛県訓令第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（分掌事務）</p> <p>第2条 研究所の部、センター及び所並びに課及び室の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>総務課 省略</p> <p>企画環境部 省略</p> <p>農業研究部 省略</p> <p>果樹研究センター 省略</p> <p>畜産研究センター 省略</p> <p>林業研究センター 省略</p> <p>水産研究センター 省略</p> <p>総務室 省略</p> <p>普及情報室 省略</p> <p>環境資源室 省略</p> <p>養殖推進室 省略</p> <p>魚類検査室 省略</p> <p>栽培資源研究所</p> <p>浅海調査室 省略</p> <p>増殖技術室 省略</p> <p>（専決事項）</p> <p>第4条 省略</p> <p>2 部長及びセンター長 _____ は、次に掲げる事務を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ所長の承認を受けなければならない。</p> <p>(1) 部又はセンター _____ の業務に関し研究所長名又は研究所名で文書を施行すること。</p> <p>(2)～(11) 省略</p>	<p>（分掌事務）</p> <p>第2条 研究所の部、センター及び所並びに課及び室の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>総務課 省略</p> <p>企画環境部 省略</p> <p>農業研究部 省略</p> <p>果樹研究センター 省略</p> <p>畜産研究センター 省略</p> <p>林業研究センター 省略</p> <p>水産研究センター 省略</p> <p>総務室 省略</p> <p>普及情報室 省略</p> <p>環境資源室 省略</p> <p>養殖推進室 省略</p> <p>魚類検査室 省略</p> <p>栽培資源研究所</p> <p><u>総務室</u></p> <p>(1) <u>公印の管理に関すること。</u></p> <p>(2) <u>文書の取扱いに関すること。</u></p> <p>(3) <u>職員の人事、給与及び服務に関すること。</u></p> <p>(4) <u>予算、決算その他会計事務に関すること。</u></p> <p>(5) <u>生産物の処理に関すること。</u></p> <p>(6) <u>土地、建物、工作物、機械等の維持管理に関すること。</u></p> <p>(7) <u>臨時労務の管理に関すること。</u></p> <p>(8) <u>研究所内の取締りに関すること。</u></p> <p>(9) <u>その他の他の主管に属しないこと。</u></p> <p>浅海調査室 省略</p> <p>増殖技術室 省略</p> <p>（専決事項）</p> <p>第4条 省略</p> <p>2 部長、センター長及び栽培資源研究所長は、次に掲げる事務を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ所長の承認を受けなければならない。</p> <p>(1) 部、センター又は所の業務に関し研究所長名又は研究所名で文書を施行すること。</p> <p>(2)～(11) 省略</p>

3 みかん研究所長、養鶏研究所長及び栽培資源研究所長は、次に掲げる事務を専決することができる。

(1)～(5) 省略

(代決事項)

第5条 省略

2 省略

3 部長、センター長、みかん研究所長、養鶏研究所長又は栽培資源研究所長が不在のときは、あらかじめ部長、センター長、みかん研究所長、養鶏研究所長又は栽培資源研究所長が指定した職員がその事務を代決する。

4 省略

3 みかん研究所長及び養鶏研究所長 _____ は、次に掲げる事務を専決することができる。

(1)～(5) 省略

(代決事項)

第5条 省略

2 省略

3 部長、センター長 _____ 又は栽培資源研究所長が不在のときは、あらかじめ部長、センター長 _____ 又は栽培資源研究所長が指定した職員がその事務を代決する。

4 省略

(愛媛県県民総合相談プラザ及び県民相談プラザ規程の一部改正)

第4条 愛媛県県民総合相談プラザ及び県民相談プラザ規程(平成3年愛媛県訓令第6号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(県民総合相談プラザの組織) 第3条 県民総合相談プラザは、次に掲げる職員をもって組織する。 (1) 省略 (2) <u>企画情報部秘書広報局広報広聴課広聴・相談係</u> に属する職員及び同課に兼務を命ぜられた職員のうちから知事が指名する者 2 省略	(県民総合相談プラザの組織) 第3条 県民総合相談プラザは、次に掲げる職員をもって組織する。 (1) 省略 (2) <u>企画情報部秘書広報局広報広聴課県民相談係</u> に属する職員及び同課に兼務を命ぜられた職員のうちから知事が指名する者 2 省略

(愛媛県農業総合対策推進班規程の一部改正)

第5条 愛媛県農業総合対策推進班規程(平成6年愛媛県訓令第11号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
別表(第3条関係) 1～15 省略 16 <u>農林水産部農業振興局農地整備課農業水利係長</u> 17～31 省略	別表(第3条関係) 1～15 省略 16 <u>農林水産部農業振興局農地整備課かんがい排水係長</u> 17～31 省略

(愛媛県立看護専門学校処務規程の一部改正)

第6条 愛媛県立看護専門学校処務規程(平成9年愛媛県訓令第7号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(細則) 第6条 この訓令に定めるもののほか、学校の処務に関し必要な事項は、校長が <u>知事</u> の承認を得て定める。	(細則) 第6条 この訓令に定めるもののほか、学校の処務に関し必要な事項は、校長が <u>西条地方局長</u> の承認を得て定める。

(愛媛県立医療技術大学処務規程の一部改正)

第7条 愛媛県立医療技術大学処務規程(平成16年愛媛県訓令第8号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
別表第2(第8条関係) <u>学長の権限に属する事務に係る特定決裁事項</u>	別表第2(第8条関係) 学長の権限に属する事務に係る特定決裁事項

組 織 名	事務の 種 類	事 項	決裁区分		
			学 長	専決者	
				事 務 局 長	学 部 長
総 務 課	1・2 省略				
	3 公有 財産及 び物品 に 関 する 事務	1 公有財産の管理に 関 する こと。			
		(1) 行政財産の貸付け並 びに貸付期間の延長及 び更新	—		
		(2) 省略			
		(3) 省略			
2・3 省略					
4～6 省略					

組 織 名	事務の 種 類	事 項	決裁区分		
			学 長	専決者	
				事 務 局 長	学 部 長
総 務 課	1・2 省略				
	3 公有 財産及 び物品 に 関 する 事務	1 公有財産の管理に 関 する こと。			
		(1) 省略			
		(2) 省略			
		2・3 省略			
4～6 省略					

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

○愛媛県訓令第13号

庁 中 一 般
各 地 方 機 関
労 働 委 員 会 事 務 局

愛媛県職員被服等貸与規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成21年 4月 1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県職員被服等貸与規程の一部を改正する訓令

愛媛県職員被服等貸与規程（昭和54年愛媛県訓令第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後						改 正 前					
別表第2（第2条、第5条関係） 作業服等の貸与基準						別表第2（第2条、第5条関係） 作業服等の貸与基準					
貸与対象者	品目	数量	着用 期 間	貸与 期 間	備考	貸与対象者	品目	数量	着用 期 間	貸与 期 間	備考
1～3 省略						1～3 省略					
4 自動 車運 転 業 務 に 従 事 す る 職 員	(1)～(3) 省略					4 自動 車運 転 業 務 に 従 事 す る 職 員	(1)～(3) 省略				
	(4) 地方局農村整 備課、農林水産 研究所水産研究 センター又は動 物愛護センター に勤務するもの	省略					(4) 地方局農村整 備課 _____ 又は動 物愛護センター に勤務するもの	省略			
	(5)・(6) 省略						(5)・(6) 省略				
5～14 省略						5～14 省略					

15 児童相談所、婦人相談所 又はえひめ学園に勤務する 職員のうち、調理員の業務 に従事するもの	省略				
16~28 省略					
29 地方局産業振興課地域農 業室又は支局地域農業室に 勤務する職員のうち、ほ場 管理業務に従事するもの	作業服	2	年	2	
			間	年	
	作業服 (夏)	2	夏	2	
			期	年	
	防寒服	1	冬	3	
			期	年	
	雨がつ ば	1	年	2	
		間	年		
ゴム長 靴	1	年	2		
		間	年		
じか足 袋	2	年	2		
		間	年		
安全眼 鏡	1	年	2		
		間	年		
30 省略					
31 省略					
32 省略					
33 省略					
34 省略					
35 省略					
36 省略					
37 省略					
38 省略					
39 省略					
40 省略					
41 省略					
42 省略					
43 省略					
44 農林水産研究所水産研究 センターに勤務する職員の うち、水産又は漁業の普及 又は調査の業務に従事する もの	作業服	2	年	2	
			間	年	
	作業服 (夏)	2	夏	2	
			期	年	
	防寒服	1	冬	3	
			期	年	
	雨がつ ば	1	年	2	
			間	年	
	ヘルメ ット	1	年	3	
		間	年		
ゴム長 靴	1	年	2		
		間	年		
ゴム水 中長靴	1	年	2		
		間	年		
安全靴	1	年	3		
		間	年		
作業靴	1	年	2		
		間	年		
45 省略					

15 児童相談所 又はえひめ学園に勤務する 職員のうち、調理員の業務 に従事するもの	省略				
16~28 省略					
29 省略					
30 省略					
31 省略					
32 省略					
33 省略					
34 省略					
35 省略					
36 省略					
37 省略					
38 省略					
39 省略					
40 省略					
41 省略					
42 省略					
43 省略					

46 省略					
47 省略					
48 省略					
49 省略					

44 省略					
45 省略					
46 省略					
47 省略					

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

○愛媛県訓令第14号

県民環境部
保健福祉部
農林水産部

愛媛県食の安全安心推進班規程を次のように定める。

平成21年 4 月 1 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県食の安全安心推進班規程

(設置)

第1条 食の安全安心に関する施策を総合的に推進するため、保健福祉部に食の安全安心推進班(以下「班」という。)を設置する。

(任務)

第2条 班は、次に掲げる事項を処理する。

- (1) 愛媛県食の安全安心推進条例(平成20年愛媛県条例第71号)の規定に基づく食の安全安心に関する施策の策定及び実施並びに関係機関との連絡調整に関すること。
- (2) その他食の安全安心の推進に関し必要な事項

(組織)

第3条 班は、別表に掲げる職にある者及び保健福祉部健康衛生局薬務衛生課(以下「薬務衛生課」という。)に属する職員のうち保健福祉部長が指定する者をもって組織する。

(職制)

第4条 班に班長を置き、薬務衛生課技幹の職にある班員をもって充てる。

(職務)

第5条 班長は、上司の命を受け、班員を指揮監督し、班の事務を統轄する。

(庶務)

第6条 班の庶務は、薬務衛生課において処理する。

(雑則)

第7条 この訓令に定めるもののほか、班に関し必要な事項は、班長が定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

別表(第3条関係)

- | |
|---------------------------|
| 1 保健福祉部健康衛生局薬務衛生課技幹 |
| 2 保健福祉部健康衛生局薬務衛生課技術課長補佐 |
| 3 県民環境部管理局県民生活課生活対策係長 |
| 4 保健福祉部健康衛生局薬務衛生課食品衛生係長 |
| 5 保健福祉部健康衛生局薬務衛生課食肉検査指導係長 |
| 6 農林水産部管理局ブランド戦略課農産物安全係長 |

○愛媛県訓令第15号

庁 中 一 般
各 地 方 機 関

愛媛県児童相談所処務規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成21年 4 月 1 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県児童相談所処務規程等の一部を改正する訓令

(愛媛県児童相談所処務規程の一部改正)

第1条 愛媛県児童相談所処務規程(昭和36年愛媛県訓令第15号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(分掌事務)</p> <p>第3条 課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>総務課 省略</p> <p>指導課</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) 児童福祉法第26条第1項、第27条、第27条の2第1項、第27条の3、第28条第1項、第2項及び第4項から第6項まで、第30条第3項、第31条第2項及び第3項、第33条並びに第33条の4の規定による相談及び措置に関すること。</p> <p>(4)の2・(4)の3 省略</p> <p>(4)の4 <u>児童福祉法第33条の6の規定による児童自立生活援助の実施に関すること。</u></p> <p>(5) 児童福祉法第33条の7、第33条の8第1項及び第33条の9の規定による請求に関すること。</p> <p>(6)～(19) 省略</p> <p>判定課 省略</p> <p>児童保護課 省略</p> <p>2 省略</p>	<p>(分掌事務)</p> <p>第3条 課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>総務課 省略</p> <p>指導課</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) 児童福祉法第26条第1項、第27条、第27条の2第1項、第27条の3、第28条第1項、第2項及び第4項から第6項まで、第30条第3項、第31条第2項から第4項まで、第33条並びに第33条の4の規定による相談及び措置に関すること。</p> <p>(4)の2・(4)の3 省略</p> <p>(5) 児童福祉法第33条の6、第33条の7第1項及び第33条の8の規定による請求に関すること。</p> <p>(6)～(19) 省略</p> <p>判定課 省略</p> <p>児童保護課 省略</p> <p>2 省略</p>

(愛媛県庁事務決裁規程の一部改正)

第2条 愛媛県庁事務決裁規程(昭和51年愛媛県訓令第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後					改 正 前							
別表第5 (第4条関係)					別表第5 (第4条関係)							
知事の権限に属する保健福祉部関係事務に係る特定決裁事項					知事の権限に属する保健福祉部関係事務に係る特定決裁事項							
組 織 名	事務の種類	事 項	決裁区分			組 織 名	事務の種類	事 項	決裁区分			
			知 事	部 長	局 長				課 長	知 事	部 長	局 長
子 育 て 支 援 課	1～8 省略					子 育 て 支 援 課	1～8 省略					
	9 児 童 福 祉 法 の 施 行 に 関 す る 事 務	1～3 省略					9 児 童 福 祉 法 の 施 行 に 関 す る 事 務	1～3 省略				
		4 <u>小規模住居型児童養育事業に関すること。</u>						4 省略				
		(1) <u>事業の開始、変更、廃止又は休止の届出の受理(第34条の3)</u>			—							
		(2) <u>報告の徴収及び立入検査(第34条の4第1項)</u>			—							
		(3) <u>事業の制限及び停止の命令(第34条の5)</u>		—								
10～13 省略	5 省略				10～13 省略							

(愛媛県地方局事務決裁規程の一部改正)

第3条 愛媛県地方局事務決裁規程(昭和55年愛媛県訓令第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
別表第3 (第4条関係)				別表第3 (第4条関係)			
局長の権限に属する健康福祉環境部関係事務に係る特定決裁事項				局長の権限に属する健康福祉環境部関係事務に係る特定決裁事項			
組 織 名	事務の種類	事 項	決裁区分	組 織 名	事務の種類	事 項	決裁区分

名	地 域	1 ~ 6 省 略	7 児童福祉法の施行に関する事務	1・2 省略 3 児童自立生活援助事業に関する こと。 (1)・(2) 省略 (3) 事業の制限及び停止の命令 (第34条の5) 4 一時預かり事業に関する こと。 (1) 事業の開始、変更、廃止又は 休止の届出の受理(第34条の11) (2) 報告の徴収及び立入検査(第 34条の13第1項) (3) 当該職員の見解書の交付(第18 条の16第2項、第34条の13第2 項) (4) 措置命令(第34条の13第3 項) (5) 事業の制限及び停止の命令 (第34条の13第4項)	5 省略 6 省略	8 ~ 27 省 略	備考 省略	局 専 決 長 者 部 課 長 長	局 専 決 長 者 部 課 長 長

(愛媛県地方局処務規程の一部改正)

第4条 愛媛県地方局処務規程(昭和56年愛媛県訓令第40号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(地方局長に対する事務の委任)</p> <p>第13条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 地方局長に委任する事務のうち、健康福祉環境部に関するものは、別に定めるものを除くほか、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)~(18)の27 省略</p> <p>(18)の28 社会福祉法第69条の規定に基づく国及び県以外の者の第二種社会福祉事業の開始、変更及び廃止の届出の受理に關すること(行う事業が2以上の地方局の所管区域にわたる者に係るもの(児童福祉法第34条の7の規定により行うことができる放課後児童健全育成事業、同法第34条の10の規定により行うことができる地域子育て支援拠点事業、身体障害者福祉法第27条の規定により行うことができる手話通訳事業、同法第28条3項の規定により設置される身体障害者社会参加支援施設、老人福祉法第15条第5項の規定により設置される老人福祉センターその他社会福祉法以外の法律の規定により行うことができる事業又は設置される施設に係るものを除く。)を除く。)</p> <p>(19) 社会福祉法第70条の規定に基づく報告の徴収及び立入調査に關すること(2以上の社会福祉施設を設置する者(市町を除く。)に係るもの(児童福祉法第34条の7の規定により行うことができる放課後児童健全育成事業、同法第34条の10の規定により行うことができる地域子育て支援拠点事業、身体障害者福祉法第27条の規定により行うことができる手話通訳事業、同法第28条3項の規定により設置される身体障害者社会参加支援施設並びに老人福祉法第15条第5項の規定により設置される軽費老人ホーム及び老人福祉センターに係るものを除く。)を除</p>	<p>(地方局長に対する事務の委任)</p> <p>第13条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 地方局長に委任する事務のうち、健康福祉環境部に関するものは、別に定めるものを除くほか、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)~(18)の27 省略</p> <p>(18)の28 社会福祉法第69条の規定に基づく国及び県以外の者の第二種社会福祉事業の開始、変更及び廃止の届出の受理に關すること(行う事業が2以上の地方局の所管区域にわたる者に係るもの(児童福祉法第34条の7の規定により行うことができる放課後児童健全育成事業、<u>同法第34条の10の規定により行うことができる地域子育て支援拠点事業</u>、<u>身体障害者福祉法第27条の規定により行うことができる手話通訳事業</u>、同法第28条3項の規定により設置される身体障害者社会参加支援施設、老人福祉法第15条第5項の規定により設置される老人福祉センターその他社会福祉法以外の法律の規定により行うことができる事業又は設置される施設に係るものを除く。)を除く。)</p> <p>(19) 社会福祉法第70条の規定に基づく報告の徴収及び立入調査に關すること(2以上の社会福祉施設を設置する者(市町を除く。)に係るもの(児童福祉法第34条の7の規定により行うことができる放課後児童健全育成事業、<u>同法第34条の10の規定により行うことができる地域子育て支援拠点事業</u>、<u>身体障害者福祉法第27条の規定により行うことができる手話通訳事業</u>、同法第28条3項の規定により設置される身体障害者社会参加支援施設並びに老人福祉法第15条第5項の規定により設置される軽費老人ホーム及び老人福祉センターに係るものを除く。)を除</p>

く。)

(19)の2 省略

(19)の3 社会福祉法第72条の規定に基づく社会福祉事業の経営の停止等の命令並びに許可及び認可の取消しに関すること(行う事業が2以上の地方局の所管区域にわたる者に係るもの(児童福祉法第34条の7の規定により行うことができる放課後児童健全育成事業、同法第34条の10の規定により行うことができる地域子育て支援拠点事業、身体障害者福祉法第27条の規定により行うことができる手話通訳事業、同法第28条3項の規定により設置される身体障害者社会参加支援施設、老人福祉法第15条第5項の規定により設置される軽費老人ホーム及び老人福祉センター、障害者自立支援法第83条第4項の規定により設置される障害者支援施設その他社会福祉法以外の法律の規定により行うことができる事業又は設置される施設並びに同法第62条第1項の規定による届出がなされた障害者自立支援法附則第41条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同項に規定する身体障害者更生援護施設及び同法附則第58条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同項に規定する知的障害者援護施設に係るものを除く。)を除く。)

(19)の4~(78) 省略

4~6 省略

く。)

(19)の2 省略

(19)の3 社会福祉法第72条の規定に基づく社会福祉事業の経営の停止等の命令並びに許可及び認可の取消しに関すること(行う事業が2以上の地方局の所管区域にわたる者に係るもの(児童福祉法第34条の7の規定により行うことができる放課後児童健全育成事業、
、身体障害者福祉法第27条の規定により行うことができる手話通訳事業、同法第28条3項の規定により設置される身体障害者社会参加支援施設、老人福祉法第15条第5項の規定により設置される軽費老人ホーム及び老人福祉センター、障害者自立支援法第83条第4項の規定により設置される障害者支援施設その他社会福祉法以外の法律の規定により行うことができる事業又は設置される施設並びに同法第62条第1項の規定による届出がなされた障害者自立支援法附則第41条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同項に規定する身体障害者更生援護施設及び同法附則第58条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同項に規定する知的障害者援護施設に係るものを除く。)を除く。)

(19)の4~(78) 省略

4~6 省略

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

教育委員会規則

○愛媛県教育委員会規則第6号

愛媛県教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する等の規則を次のように定める。

平成21年 4月 1日

愛媛県教育委員会

委員長 井 関 和 彦

愛媛県教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する等の規則

(愛媛県教育委員会事務局組織規則の一部改正)

第1条 愛媛県教育委員会事務局組織規則(平成元年愛媛県教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
(組織)			(組織)		
第2条 事務局に次の表の左欄に掲げる部を置き、これらの部にそれぞれ同表の中欄に掲げる課を置き、これらの課にそれぞれ同表の右欄に掲げる係を置く。			第2条 事務局に次の表の左欄に掲げる部を置き、これらの部にそれぞれ同表の中欄に掲げる課を置き、これらの課にそれぞれ同表の右欄に掲げる係を置く。		
部	課	係	部	課	係
管理部	教育総務課	総務係 予算係 企画調整係 法令指導係 _____	管理部	教育総務課	総務係 予算係 企画調整係 法令指導係 福利統計係
	生涯学習課	生涯学習推進係 生涯学習調査係 成人教育係 青少年教育係 家庭教育係 指導係 研究科		生涯学習課	生涯学習推進係 生涯学習調査係 成人教育係 青少年教育係 家庭教育係 _____
省略			省略		
2 教育総務課に教職員厚生室を置き、同室に健康支援係及び厚生事業係を置く。			2 省略		
3 省略			3 省略		
4 省略			4 省略		
5 省略			5 省略		
(各課及び室の所掌事務)			(各課及び室の所掌事務)		

第 3 条 各課及び室の所掌事務は、次のとおりとする。

教育総務課（第15号から第21号まで及び第26号の事務にあっては、教職員厚生室の所掌とする。）

- (1)～(14) 省略
- (15) 教育に係る調査及び基幹統計その他の統計に関すること。
- (16) 省略
- (17) 愛媛県教職員健康審査委員会に関すること。
- (18) 省略
- (19) 省略
- (20) 省略
- (21) 省略
- (22) 省略
- (23) 省略
- (24) 省略
- (25) 省略
- (26) 省略
- (27) 省略
- (28) 省略

生涯学習課

- (1)～(15) 省略
- (16) 生涯学習センター、総合科学博物館、歴史文化博物館、県立図書館 _____ 及びえひめ青少年ふれあいセンターに関すること。
- (17) 愛媛人物博物館の運営に関すること。

省略

保健スポーツ課（第 3 号の事務並びに第 5 号及び第 6 号の事務のうち競技力向上対策に関する事務にあっては、国民体育大会準備室の所掌とする。）

- (1)～(11) 省略

- (12) 省略
- (13) 省略
- (14) 省略
- (15) 省略

（職）

第 7 条 法律に特別の定めがあるものを除き、事務局に置かれる職員の職は、次のとおりとする。

- (1)～(16) 省略
- (17) 科長
- (18) 省略
- (19) 省略
- (20) 省略
- (21) 省略
- (22) 省略
- (23) 省略
- (24) 省略
- (25) 省略

2 前項第 1 号から第21号までの職は事務局職員、同項第22号から第25号までの職はその他の職員をもって充てる。

（必要に応じて置く職員）

第10条 必要な課及び室に参事、副参事、管理主事、指導主事、社会教育主事、教育専門員、専門員、専門学芸員、科長、主任及び主任学芸員を置く。

2～11 省略

12 科長は、上司の命を受け、科の事務を管理する。

- 13 省略
- 14 省略

（特例）

第14条 委員会は、この規則の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、この規則で定める組織以外の組織を設け、又は職員を指定し、若しくは所要の地に駐在させて、事務を処理させることがある。

第 3 条 各課及び室の所掌事務は、次のとおりとする。

教育総務課

- (1)～(14) 省略
- (15) 教育に係る調査及び指定統計その他の統計に関すること。
- (16) 省略
- (17) 省略
- (18) 省略
- (19) 省略
- (20) 省略
- (21) 省略
- (22) 省略
- (23) 省略
- (24) 省略
- (25) 省略
- (26) 省略
- (27) 省略

生涯学習課

- (1)～(15) 省略
- (16) 生涯学習センター、総合科学博物館、歴史文化博物館、県立図書館、県立博物館及びえひめ青少年ふれあいセンターに関すること。

省略

保健スポーツ課（第 3 号の事務並びに第 5 号及び第 6 号の事務のうち競技力向上対策に関する事務にあっては、国民体育大会準備室の所掌とする。）

- (1)～(11) 省略

- (12) 教職員の健康管理に関すること。
- (13) 愛媛県教職員健康審査委員会に関すること。

- (14) 省略
- (15) 省略
- (16) 省略
- (17) 省略

（職）

第 7 条 法律に特別の定めがあるものを除き、事務局に置かれる職員の職は、次のとおりとする。

- (1)～(16) 省略
- (17) 省略
- (18) 省略
- (19) 省略
- (20) 省略
- (21) 省略
- (22) 省略
- (23) 省略
- (24) 省略

2 前項第 1 号から第20号までの職は事務局職員、同項第21号から第24号までの職はその他の職員をもって充てる。

（必要に応じて置く職員）

第10条 必要な課及び室に参事、副参事、管理主事、指導主事、社会教育主事、教育専門員、専門員、専門学芸員 _____、主任及び主任学芸員を置く。

2～11 省略

- 12 省略
- 13 省略

（特例）

第14条 委員会は、この規則の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、この規則で定める組織以外の組織を設け、又は職員を指定して _____ 事務を処理させることがある。

(愛媛県教職員健康審査委員会規則の一部改正)

第 2 条 愛媛県教職員健康審査委員会規則(昭和33年愛媛県教育委員会規則第 5 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(庶務) 第 5 条 審査会の庶務は、 <u>教育総務課教職員厚生室</u> において処理する。	(庶務) 第 5 条 審査会の庶務は、 <u>保健スポーツ課</u> において処理する。

(愛媛県総合教育センター管理規則の一部改正)

第 3 条 愛媛県総合教育センター管理規則(昭和41年愛媛県教育委員会規則第 2 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(組織) 第 3 条 センターに次の課及び部を置く。 (1) 省略 (2) <u>教育開発部</u> (3) <u>相談支援部</u> 2 課及び部に次の係及び室を置く。 総務課 庶務係 <u>教育開発部 企画開発室、情報教育室(視聴覚センター)、教科教育室</u> <u>相談支援部 教育相談室(幼児教育センター)、特別支援教育室(特別支援教育センター)、教職支援室</u> (職員の職) 第 5 条 職員の職は、次のとおりとする。 (1)・(2) 省略 (3) <u>参事</u> (4) <u>省略</u> (5) <u>省略</u> (6) <u>課長補佐</u> (7) <u>省略</u> (8) <u>省略</u> (9) <u>省略</u> (10) <u>省略</u> (11) <u>主任主事</u> (12) <u>省略</u> (13) <u>省略</u> (14) <u>省略</u> (15) <u>省略</u> 2 前項第 1 号から第13号までの職は事務職員又は技術職員を、 <u>第14号及び第15号</u> の職はその他の職員をもつて充てる。	(組織) 第 3 条 センターに次の課及び部を置く。 (1) 省略 (2) <u>教科教育部</u> (3) <u>科学教育部</u> (4) <u>教育相談部</u> 2 課及び部に次の係及び室を置く。 総務課 庶務係 <u>教科教育部 教科研究室、教育経営研究室、学習方法研究室(視聴覚センター)</u> <u>科学教育部 情報教育研究室、理科研究室、技術・家庭研究室</u> <u>教育相談部 教育相談研究室、特別支援教育研究室(特別支援教育センター)、幼児教育研究室(幼児教育センター)</u> (職員の職) 第 5 条 職員の職は、次のとおりとする。 (1)・(2) 省略 (3) <u>省略</u> (4) <u>省略</u> (5) <u>省略</u> (6) <u>省略</u> (7) <u>省略</u> (8) <u>省略</u> (9) <u>省略</u> (10) <u>技師</u> (11) <u>省略</u> (12) <u>省略</u> (13) <u>省略</u> 2 前項第 1 号から第11号までの職は事務職員又は技術職員を、 <u>第12号及び第13号</u> の職はその他の職員をもつて充てる。

(学校教育法施行細則の一部改正)

第 4 条 学校教育法施行細則(昭和31年愛媛県教育委員会規則第20号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(事故報告)</p> <p>第13条 校長は、次の各号のいずれかに該当する事故があつたときは、速やかにその旨を教育長に報告しなければならない。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 感染症、食中毒の発生</p> <p>(3)~(5) 省略</p> <p>(表簿)</p> <p>第14条 省略</p> <p>(1)~(3) 省略</p> <p>(4) 統計表綴(統計法に基づく基幹統計並びに諸種の業務統計の基礎資料及び調査票)</p> <p>(5)~(11) 省略</p> <p>2・3 省略</p>	<p>(事故報告)</p> <p>第13条 校長は、次の各号のいずれかに該当する事故があつたときは、速やかにその旨を教育長に報告しなければならない。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 伝染病、食中毒の発生</p> <p>(3)~(5) 省略</p> <p>(表簿)</p> <p>第14条 省略</p> <p>(1)~(3) 省略</p> <p>(4) 統計表綴(統計法に基づく指定統計並びに諸種の業務統計の基礎資料及び調査票)</p> <p>(5)~(11) 省略</p> <p>2・3 省略</p>

(愛媛県立博物館管理規則の廃止)

第5条 愛媛県立博物館管理規則(昭和36年愛媛県教育委員会規則第5号)は、廃止する。

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則施行の際、次の表の左欄に掲げる職を命ぜられている者は、別に辞令を発せられない限り、当該右欄に掲げる職を命ぜられたものとする。

教育総務課福利統計係長	教育総務課教職員厚生室厚生事業係長
-------------	-------------------

○愛媛県教育委員会規則第7号

愛媛県立学校教職員設置規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成21年 4 月 1 日

愛媛県教育委員会

委員長 井 関 和 彦

愛媛県立学校教職員設置規則等の一部を改正する規則

(愛媛県立学校教職員設置規則の一部改正)

第1条 愛媛県立学校教職員設置規則(昭和31年愛媛県教育委員会規則第19号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																											
<p>第3条 省略</p> <p>2 学校栄養職員は、学校給食法(昭和29年法律第160号)第7条<u> </u>に規定する職務に従事する。</p> <p>3・4 省略</p> <p>別表(第1条の2関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td> </td></tr> <tr><td><u>1</u> 今治北高等学校大三島分校</td></tr> <tr><td><u>2</u> 弓削高等学校</td></tr> <tr><td><u>3</u> 松山南高等学校砥部分校</td></tr> <tr><td><u>4</u> 松山北高等学校中島分校</td></tr> <tr><td><u>5</u> 大洲高等学校肱川分校</td></tr> <tr><td><u>6</u> 野村高等学校土居分校</td></tr> <tr><td><u>7</u> 北宇和高等学校日吉分校</td></tr> <tr><td> </td></tr> <tr><td><u>8</u> 今治特別支援学校新居浜分校</td></tr> <tr><td><u>9</u> 今治特別支援学校東予学園分校</td></tr> <tr><td><u>10</u> 宇和特別支援学校大洲学園分校</td></tr> <tr><td><u>11</u> 宇和特別支援学校野村学園分校</td></tr> </table>		<u>1</u> 今治北高等学校大三島分校	<u>2</u> 弓削高等学校	<u>3</u> 松山南高等学校砥部分校	<u>4</u> 松山北高等学校中島分校	<u>5</u> 大洲高等学校肱川分校	<u>6</u> 野村高等学校土居分校	<u>7</u> 北宇和高等学校日吉分校		<u>8</u> 今治特別支援学校新居浜分校	<u>9</u> 今治特別支援学校東予学園分校	<u>10</u> 宇和特別支援学校大洲学園分校	<u>11</u> 宇和特別支援学校野村学園分校	<p>第3条 省略</p> <p>2 学校栄養職員は、学校給食法(昭和29年法律第160号)第5条の<u>3</u>に規定する職務に従事する。</p> <p>3・4 省略</p> <p>別表(第1条の2関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td><u>1</u> 今治南高等学校大島分校</td></tr> <tr><td><u>2</u> 今治北高等学校大三島分校</td></tr> <tr><td><u>3</u> 弓削高等学校</td></tr> <tr><td><u>4</u> 松山南高等学校砥部分校</td></tr> <tr><td><u>5</u> 松山北高等学校中島分校</td></tr> <tr><td><u>6</u> 大洲高等学校肱川分校</td></tr> <tr><td><u>7</u> 野村高等学校土居分校</td></tr> <tr><td><u>8</u> 北宇和高等学校日吉分校</td></tr> <tr><td><u>9</u> 第三養護学校日野学園分校</td></tr> <tr><td><u>10</u> 今治養護学校太陽の家分校</td></tr> <tr><td><u>11</u> 今治養護学校<u> </u>新居浜分校</td></tr> <tr><td><u>12</u> 今治養護学校<u> </u>東予学園分校</td></tr> <tr><td><u>13</u> 宇和養護学校<u> </u>大洲学園分校</td></tr> <tr><td><u>14</u> 宇和養護学校<u> </u>野村学園分校</td></tr> </table>	<u>1</u> 今治南高等学校大島分校	<u>2</u> 今治北高等学校大三島分校	<u>3</u> 弓削高等学校	<u>4</u> 松山南高等学校砥部分校	<u>5</u> 松山北高等学校中島分校	<u>6</u> 大洲高等学校肱川分校	<u>7</u> 野村高等学校土居分校	<u>8</u> 北宇和高等学校日吉分校	<u>9</u> 第三養護学校日野学園分校	<u>10</u> 今治養護学校太陽の家分校	<u>11</u> 今治養護学校 <u> </u> 新居浜分校	<u>12</u> 今治養護学校 <u> </u> 東予学園分校	<u>13</u> 宇和養護学校 <u> </u> 大洲学園分校	<u>14</u> 宇和養護学校 <u> </u> 野村学園分校
<u>1</u> 今治北高等学校大三島分校																												
<u>2</u> 弓削高等学校																												
<u>3</u> 松山南高等学校砥部分校																												
<u>4</u> 松山北高等学校中島分校																												
<u>5</u> 大洲高等学校肱川分校																												
<u>6</u> 野村高等学校土居分校																												
<u>7</u> 北宇和高等学校日吉分校																												
<u>8</u> 今治特別支援学校新居浜分校																												
<u>9</u> 今治特別支援学校東予学園分校																												
<u>10</u> 宇和特別支援学校大洲学園分校																												
<u>11</u> 宇和特別支援学校野村学園分校																												
<u>1</u> 今治南高等学校大島分校																												
<u>2</u> 今治北高等学校大三島分校																												
<u>3</u> 弓削高等学校																												
<u>4</u> 松山南高等学校砥部分校																												
<u>5</u> 松山北高等学校中島分校																												
<u>6</u> 大洲高等学校肱川分校																												
<u>7</u> 野村高等学校土居分校																												
<u>8</u> 北宇和高等学校日吉分校																												
<u>9</u> 第三養護学校日野学園分校																												
<u>10</u> 今治養護学校太陽の家分校																												
<u>11</u> 今治養護学校 <u> </u> 新居浜分校																												
<u>12</u> 今治養護学校 <u> </u> 東予学園分校																												
<u>13</u> 宇和養護学校 <u> </u> 大洲学園分校																												
<u>14</u> 宇和養護学校 <u> </u> 野村学園分校																												

(愛媛県立高等学校の通学区域に関する規則の一部改正)

第2条 愛媛県立高等学校の通学区域に関する規則(昭和38年愛媛県教育委員会規則第15号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
別表(第2条関係)				別表(第2条関係)			
地区	高等学校名		通 学 区 域	地区	高等学校名		通 学 区 域
	本校	分校			本校	分校	
東予地区	省略	省略	省略	東予地区	省略	省略 大 島	省略
中予地区	省略	省略	省略	中予地区	省略	省略	省略
南予地区	省略		省略	南予地区	省略		省略

(愛媛県立学校の課程、修業年限、学科及び生徒定員等に関する規則の一部改正)

第3条 愛媛県立学校の課程、修業年限、学科及び生徒定員等に関する規則(昭和39年愛媛県教育委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後							改 正 前							
(特別支援学校)							(特別支援学校)							
第4条 特別支援学校が行う教育の対象者並びに同校の部、修業年限、学科及び生徒定員等は、別表第4に掲げるとおりとする。							第4条 特別支援学校_____の部、修業年限、学科及び生徒定員等は、別表第4に掲げるとおりとする。							
別表第4(第4条関係)							別表第4(第4条関係)							
学校名	学校が行う教育の対象者	部	修業年限	学科	生徒定員		学校名		部	修業年限	学科	生徒定員		
松山盲学校	視覚障害者	省略					松山盲学校		省略					
松山聾学校	聴覚障害者	省略					松山聾学校		省略					
							宇和聾学校		幼稚部	2年保育		10		
										1年保育			5	
										小学部	6年			
										中学部	3年			
								高等部	本科	3年	普通科	30		
しげのぶ特別支援学校	肢体不自由者及び病弱者(身体虚弱者を含む。)	省略					しげのぶ特別支援学校		省略					

みなら特別支援学校	知的障害者	省略			
今治特別支援学校	知的障害者	省略			
新居浜分校	知的障害者	省略			
東予学園分校	知的障害者	省略			
宇和特別支援学校	聴覚障害者	幼稚部	2年保育		10
			1年保育		5
		小学部	6年		
		中学部	3年		
	高等部	3年	普通科		30
	知的障害者	省略			
大洲学園分校	知的障害者	省略			
野村学園分校	知的障害者	省略			

備考 高等部及び幼稚部の第1学年の入学定員は、生徒定員をそれぞれの修業年限で除して得た数とする。ただし、教育長が入学希望状況及び生徒定員を勘案のうえ、教育的配慮をして定める枠外定員を加えた員数をもつて、第1学年の入学定員とすることができる。

第三養護学校		省略			
今治養護学校		省略			
新居浜分校		省略			
東予学園分校		省略			
宇和養護学校					
	知的障害者	省略			
大洲学園分校		省略			
野村学園分校		省略			

備考

- 1 高等部及び幼稚部の第1学年の入学定員は、生徒定員をそれぞれの修業年限で除して得た数とする。ただし、教育長が入学希望状況及び生徒定員を勘案のうえ、教育的配慮をして定める枠外定員を加えた員数をもつて、第1学年の入学定員とすることができる。
- 2 松山盲学校にあつては視覚障害者である幼児、児童又は生徒に対する教育を、松山聾学校及び宇和聾学校にあつては聴覚障害者である幼児、児童又は生徒に対する教育を、しげのぶ特別支援学校にあつては肢体不自由者及び病弱者（身体虚弱者を含む。）である幼児、児童又は生徒に対する教育を、第三養護学校、今治養護学校及び宇和養護学校にあつては知的障害者である児童又は生徒に対する教育を行う。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

教育委員会訓令

○愛媛県教育委員会訓令第3号

教育委員会事務局
教 育 機 関

愛媛県教育委員会公印規程等の一部を改正する等の訓令を次のように定める。

平成21年 4月 1日

愛媛県教育委員会
委員長 井 関 和 彦

愛媛県教育委員会公印規程等の一部を改正する等の訓令

(愛媛県教育委員会公印規程の一部改正)

第1条 愛媛県教育委員会公印規程(昭和36年7月愛媛県教育委員会訓令第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																						
<p>(公印のひな形及び寸法)</p> <p>第3条 省略</p> <p>2 事務局の課長(室長を含む。)又は地方機関の長(生涯学習センターにあつては、生涯学習課長。以下同じ。)(以下「機関の長」という。)は、前項の規定にかかわらず、法令に定めるもの及び特殊の用途に使用するため必要があるものについて、教育総務課長の承認を受けて特殊の公印(刻印及び焼印を含む。以下「特殊公印」という。)を作成し、及び使用することができる。</p> <p>3 省略</p> <p>別表2 (第3条関係)</p> <p>第1 省略</p> <p>第2 寸法</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th colspan="2">公印の種類</th> <th>寸法方(ミリメートル)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">職印</td> <td>省略</td> <td rowspan="3">省略</td> </tr> <tr> <td>副教育長印</td> </tr> <tr> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	公印の種類		寸法方(ミリメートル)	職印	省略	省略	副教育長印	省略	省略			<p>(公印のひな形及び寸法)</p> <p>第3条 省略</p> <p>2 事務局の課長(室長を含む。)又は地方機関の長_____ (以下「機関の長」という。)は、前項の規定にかかわらず、法令に定めるもの及び特殊の用途に使用するため必要があるものについて、教育総務課長の承認を受けて特殊の公印(刻印及び焼印を含む。以下「特殊公印」という。)を作成し、及び使用することができる。</p> <p>3 省略</p> <p>別表2 (第3条関係)</p> <p>第1 省略</p> <p>第2 寸法</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th colspan="2">公印の種類</th> <th>寸法方(ミリメートル)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">職印</td> <td>省略</td> <td rowspan="3">省略</td> </tr> <tr> <td>教育次長印</td> </tr> <tr> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	公印の種類		寸法方(ミリメートル)	職印	省略	省略	教育次長印	省略	省略		
公印の種類		寸法方(ミリメートル)																					
職印	省略	省略																					
	副教育長印																						
	省略																						
省略																							
公印の種類		寸法方(ミリメートル)																					
職印	省略	省略																					
	教育次長印																						
	省略																						
省略																							

(愛媛県総合教育センター処務規程の一部改正)

第2条 愛媛県総合教育センター処務規程(昭和41年3月愛媛県教育委員会訓令第1号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(事務分掌)</p> <p>第1条 愛媛県総合教育センター(以下「センター」という。)の課及び部の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>総務課 庶務係 (1)~(8) 省略</p> <p>(9) 省略</p> <p>教育開発部 企画開発室 (1) 省略</p> <p>(2) <u>他の室の所掌に属さない教育(以下「教科外教育」という。)の_____関係教職員の研修に関すること。</u></p> <p>(3) <u>教科外教育の専門的、技術的事項の調査_____研究に関すること。</u></p> <p>(4) <u>研修・研究企画調整会に関すること。</u></p> <p>(5) <u>教育図書、教育資料その他教育情報の収集、整備及び提供に関すること。</u></p> <p>(6) <u>教科用図書及び教材教具の収集、整備及び活用等に関すること。</u></p> <p>(7) <u>各部の調査研究結果の公表に関すること。</u></p> <p>(8) 省略</p> <p>(9) <u>他の教育機関及び教育研究団体との連絡調整に関すること。</u></p>	<p>(事務分掌)</p> <p>第1条 愛媛県総合教育センター(以下「センター」という。)の課及び部の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>総務課 庶務係 (1)~(8) 省略</p> <p>(9) <u>他の教育機関及び教育研究団体との連絡調整に関すること。</u></p> <p>(10) 省略</p> <p>教科教育部 教科研究室 (1) 省略</p> <p>(2) <u>理科及び技術・家庭科並びに家庭科以外の教科(以下「教科」という。)_____関係教職員の研修に関すること。</u></p> <p>(3) <u>教科_____の専門的、技術的事項の調査及び研究に関すること。</u></p> <p>(4) 省略</p> <p>教育経営研究室 (1) <u>他の室の所掌に属しない教育(以下「教科外教育」という。)_____関係教職員の研修に関すること</u></p>

情報教育室（視聴覚センター）

- (1) 情報教育及び視聴覚教育の研修に関すること。
- (2) 情報教育及び視聴覚教育の専門的、技術的事項の調査研究に関すること。
- (3) 情報教育及び視聴覚の相談に関すること。
- (4) 教育情報ネットワークに関すること。
- (5) 省略

教科教育室

- (1) 国語、社会、地理歴史、公民、算数、数学、理数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、美術、芸術、体育、保健体育、技術・家庭、外国語、情報、農業、工業、商業、水産、看護及び福祉の各教科（以下「教科」という。）の関係教職員の研修に関すること。
- (2) 教科の専門的、技術的事項の調査研究に関すること。
- (3) 教育資料その他教科の教育実践に係る情報の提供に関すること。

相談支援部

教育相談室（幼児教育センター）

- (1)・(2) 省略
- (3) 教育相談の専門的、技術的事項の調査研究に関すること。
- (4) 幼児の教育相談に関すること。
- (5) 幼児教育関係教職員の研修に関すること。
- (6) 幼児教育の専門的、技術的事項の調査研究に関すること。
- (7) 省略

特別支援教育室（特別支援教育センター）

- (1) 障害のある児童・生徒の教育相談に関すること。
- (2) 省略
- (3) 特別支援教育の専門的、技術的事項の調査研究に関すること。

- (2) 教科外教育の専門的、技術的事項の調査及び研究に関すること。

学習方法研究室（視聴覚センター）

- (1) 視聴覚教育その他学習指導の研修に関すること。
- (2) 視聴覚教育その他学習指導の専門的、技術的事項の調査研究に関すること。
- (3) 視聴覚の相談に関すること。
- (4) 省略
- (5) 映写会、鑑賞会、展示会等に関すること。
- (6) 教育図書、教育資料その他教育情報の収集及び整備並びに提供に関すること。
- (7) 教科用図書及び教材教具の収集及び整備並びに活用に関すること。
- (8) 各部の調査及び研究結果の公表に関すること。

科学教育部

情報教育研究室

- (1) 情報教育の研修に関すること。
- (2) 情報教育の専門的、技術的事項の調査及び研究に関すること。
- (3) 情報教育の相談に関すること。
- (4) 教育情報ネットワークに関すること。

理科研究室

- (1) 理科関係教職員の研修に関すること。
- (2) 理科の専門的、技術的事項の調査及び研究に関すること。
- (3) 部内事務の連絡調整に関すること。

技術・家庭研究室

- (1) 技術・家庭科及び家庭科（以下「技術・家庭」という。）関係教職員の研修に関すること。
- (2) 技術・家庭の専門的、技術的事項の調査及び研究に関すること。

教育相談部

教育相談研究室

- (1)・(2) 省略
- (3) 教育相談の専門的、技術的事項の調査及び研究に関すること。

省略

特別支援教育研究室（特別支援教育センター）

- (1) 障害のある児童・生徒の教育相談及び診断治療に関すること。
- (2) 省略
- (3) 特別支援教育の専門的、技術的事項の調査及び研究に関すること。

幼児教育研究室（幼児教育センター）

- (1) 幼児の教育相談に関すること。
- (2) 幼児教育関係教職員の研修に関すること。
- (3) 幼児教育の専門的、技術的事項の調査及び研究に関すること。

教職支援室

- (1) 教職員の長期研修に関すること。
- (2) 学習指導等の専門的、技術的事項の調査研究に関すること。

(職務)

第2条 省略

- 2 省略
- 3 参事及び副参事は、それぞれ愛媛県教育委員会事務局組織規則（平成元年愛媛県教育委員会規則第5号。以下「組織規則」という。）第10条第3項及び第4項に規定する職務に従事する。
- 4 課長 _____ は、 _____ 組織規則第9条第2項 _____ に規定する職務に従事する。
- 5 課長補佐は、課長を補佐し、課長が不在のときは、その職務を代行する。
- 6 専門員は、組織規則第10条第9項に規定する職務に従事する。
- 7 省略
- 8 係長及び主任 _____ は、それぞれ組織規則第9条第6項及び第10条第13項 _____ に規定する職務に従事する。
- 9 主任主事は、上司の命を受け、事務に従事する。
- 10 主事及び技師は、それぞれ組織規則第12条第2項に規定する職務に従事する。
- 11 省略
- 12 省略

(職務)

第2条 省略

- 2 省略
- 3 _____ 副参事は、 _____ 愛媛県教育委員会事務局組織規則（平成元年愛媛県教育委員会規則第5号。以下「組織規則」という。）第10条 _____ 第4項に規定する職務に従事する。
- 4 課長及び専門員は、それぞれ組織規則第9条第2項及び第10条第9項に規定する職務に従事する。
- 5 省略
- 6 係長、主任、主事及び技師は、それぞれ組織規則第9条第6項、 _____ 第10条第12項及び第12条第2項に規定する職務に従事する。
- 7 省略
- 8 省略

(愛媛県立博物館処務規程の廃止)

第3条 愛媛県立博物館処務規程（昭和36年11月愛媛県教育委員会訓令第3号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

○愛媛県教育委員会訓令第4号

教育委員会事務局
教育機関

愛媛県教職員安全衛生管理規程を次のように定める。

平成21年4月1日

愛媛県教育委員会
委員長 井 関 和 彦

愛媛県教職員安全衛生管理規程

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この訓令は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「労安法」という。）、労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「労安省令」という。）、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）及び学校保健安全法施行規則（昭和33年文部省令第18号）に定めるもののほか、教職員の職場における安全及び衛生の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事務局 愛媛県教育委員会事務局をいう。
- (2) 事務所等 教育事務所、愛媛県総合教育センター（以下「総合教育センター」という。）、愛媛県総合科学博物館、愛媛県歴史文化博物館、愛媛県美術館及び愛媛県立図書館をいう。
- (3) 教職員 事務局及び事務所等に常時勤務する教職員（臨時職員を含む。）、県立学校に常時勤務する教職員並びにこの訓令を適用することが適当と認められる者で教育長が定めるものをいう。
- (4) 地方機関 事務所等及び県立学校をいう。
- (5) 機関 事務局及び地方機関をいう。ただし、分校のある県立学校にあつては、本校及び分校をそれぞれ一つの機関とする。

(教職員の責務)

第3条 教職員は、この訓令に基づく安全及び衛生の管理に係る措置に従わなければならない。

第2章 安全衛生管理体制

(総括安全衛生管理者)

第4条 教職員の安全及び衛生の管理に関する業務を総括管理させるため、総括安全衛生管理者を置く。

2 総括安全衛生管理者が総括管理する業務は、次のとおりとする。

- (1) 教職員の危険又は健康障害を防止するための措置に関すること。
- (2) 教職員の安全又は衛生のための教育の実施に関すること。
- (3) 教職員の健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置に関すること。
- (4) 公務災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教職員の安全及び衛生に関すること。

3 総括安全衛生管理者は、副教育長の職にある者をもって充てる。

4 総括安全衛生管理者が事故その他やむを得ない理由により職務を行うことができないときは、愛媛県教育委員会事務局組織規則(平成元年愛媛県教育委員会規則第5号)第7条第2号に規定する部長の職にある者のうち教育長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。

(主任安全衛生管理者)

第5条 総括安全衛生管理者の職務を補助させるため、主任安全衛生管理者を置く。

2 主任安全衛生管理者は、管理部教育総務課教職員厚生室長の職にある者をもって充てる。

(安全衛生管理者)

第6条 各機関(事務局にあっては、各課(室を含む。))に安全衛生管理者を置く。

2 安全衛生管理者は、総括安全衛生管理者の指揮を受け、当該機関の教職員の安全及び衛生に関する第4条第2項各号に掲げる業務を行う。

3 安全衛生管理者は、当該機関の長の職にある者をもって充てる。ただし、愛媛県立学校教職員設置規則(昭和31年愛媛県教育委員会規則第19号)別表に掲げる学校にあっては、当該学校の教頭の職にある者をもって充てる。

(衛生管理者)

第7条 事務局、総合教育センターその他常時50人以上の教職員が勤務する機関に衛生管理者を置く。この場合において、これらの機関に置く衛生管理者の数は、別表第1の左欄に掲げる常時勤務する教職員数に応じ、同表の右欄に掲げる数とする。

2 衛生管理者は、安全衛生管理者(事務局にあっては、主任安全衛生管理者)及び産業医の指揮を受け、第4条第2項各号に掲げる業務のうち衛生に係る技術的事項を管理するとともに、職場等を巡視し、設備、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、教職員の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

3 衛生管理者は、事務局にあっては総括安全衛生管理者が事務局職員のうちから、地方機関にあっては当該地方機関の安全衛生管理者が当該地方機関の教職員のうちから、それぞれ選任する。

4 地方機関の安全衛生管理者は、衛生管理者を選任したときは、遅滞なく衛生管理者選任報告書(様式第1号)を総括安全衛生管理者に提出しなければならない。

(産業医)

第8条 機関に産業医を置く。

2 産業医は、労安省令第14条第2項に定める要件を備えた者のうちから教育長が委嘱する。

3 前項に定める者のほか、事務局にあっては、必要に応じ、産業医の指導の下に教職員の健康管理業務を行う医師を委嘱することができる。

4 産業医は、次に掲げる業務で医学に関する専門的知識を必要とするものを行うとともに、職場等を巡視し、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、職員の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

- (1) 健康診断及び面接指導等(労安法第66条の8第1項に規定する面接指導及び労安法第66条の9に規定する必要な措置をいう。以下同じ。)の実施並びにこれらの結果に基づく教職員の健康を保持するための措置に関すること。
- (2) 作業環境の維持管理に関すること。
- (3) 作業の管理に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教職員の健康管理に関すること。
- (5) 健康教育、健康相談その他教職員の健康の保持増進を図るための措置に関すること。
- (6) 衛生教育に関すること。
- (7) 教職員の健康障害の原因の調査及び再発防止のための措置に関すること。

5 産業医は、前項各号に掲げる事項について、総括安全衛生管理者に対して勧告し、又は安全衛生管理者に対して指導し、若しくは助言することができる。

6 県立学校にあっては、産業医を教職員健康管理医と称し、当該県立学校の安全衛生管理者が適当な者を選定する。

7 県立学校の安全衛生管理者は、産業医として適当な者を選定したときは、遅滞なく産業医選定報告書(様式第2号)を総括安全衛生管理者に提出しなければならない。

(作業主任者)

第9条 労安法第14条に規定する労働災害を防止するための管理を必要とする作業(以下「作業」という。)を行う機関に作業主任者を置く。

2 作業主任者は、当該機関の長の指揮を受け、次に掲げる業務を行わなければならない。

- (1) 作業に従事する教職員の作業安全上の指揮に関すること。
- (2) 取り扱う機械、薬品等の安全点検及びこれに伴う必要な措置に関すること。
- (3) 安全用具等の使用状況の監視に関すること。

3 作業主任者は、当該機関の安全衛生管理者が作業に従事する教職員のうちから選任する。

4 安全衛生管理者は、作業主任者を選任したときは、遅滞なく作業主任者選任報告書(様式第3号)を総括安全衛生管理者に提出しなければならない。

(安全衛生推進者)

第10条 各機関(事務局にあっては、各課(室を含む。))に安全衛生推進者を置く。

2 安全衛生推進者は、安全衛生管理者の指揮を受け、安全及び衛生に係る事務を処理する。

3 安全衛生推進者は、安全衛生管理者が選任する。

(教育委員会安全衛生委員会)

第11条 各機関の安全及び衛生に関する事項を総合的に調査審議させるため、愛媛県教育委員会安全衛生委員会(以下「教育委員会安全衛生委員会」という。)を置く。

2 教育委員会安全衛生委員会は、次に掲げる事項を調査審議し、教育長に意見を述べることができる。

- (1) 教職員の危険及び健康障害を防止するための基本となるべき対策に関すること。
- (2) 教職員の健康の保持増進を図るための基本となるべき対策に関すること。
- (3) 公務災害の原因及び再発防止対策に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教職員の安全及び衛生に関する重要事項

3 教育委員会安全衛生委員会は、委員長及び委員13人以内をもって組織する。

4 委員長は、総括安全衛生管理者をもって充てる。

5 委員は、主任安全衛生管理者をもって充てるほか、次の各号に掲げる者のうちからそれぞれ教育長が指名する。

- (1) 安全衛生管理者
- (2) 衛生管理者
- (3) 産業医
- (4) 安全又は衛生に関し知識経験を有する教職員

6 教育委員会安全衛生委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

7 教育委員会安全衛生委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開会することができない。

8 教育委員会安全衛生委員会の庶務は、管理部教育総務課教職員厚生室において処理する。

(事務局衛生委員会)

第12条 事務局に愛媛県教育委員会事務局衛生委員会(以下「事務局衛生委員会」という。)を置く。

2 事務局衛生委員会は、事務局における前条第2項各号に掲げる事項のうち衛生に関する事項について調査審議し、総括安全衛生管理者及び教育委員会安全衛生委員会に対し意見を述べることができる。

3 事務局衛生委員会は、委員長及び委員7人以内をもって組織する。ただし、委員長が特に必要と認めるときは、委員を増員することができる。

4 委員長は、主任安全衛生管理者をもって充てる。

5 委員は、産業医をもって充てるほか、次の各号に掲げる者のうちからそれぞれ委員長が指名する。

- (1) 事務局の衛生管理者
- (2) 事務局の教職員で衛生に関し知識又は経験を有するもの

6 前条第6項から第8項までの規定は、事務局衛生委員会について準用する。

(県立学校衛生委員会)

第13条 県立学校(分校のある県立学校にあっては、当該県立学校の本校又は分校。以下同じ。)ごとに、県立学校衛生委員会を置く。

2 県立学校衛生委員会は、当該県立学校における第11条第2項各号に掲げる事項のうち衛生に関する事項について調査審議し、総括安全衛生管理者及び教育委員会安全衛生委員会に対し意見を述べるができる。

3 県立学校衛生委員会は、委員長及び委員7人以内をもって組織する。ただし、委員長が特に必要と認めるときは、委員を増員することができる。

4 委員長は、当該県立学校の安全衛生管理者をもって充てる。

5 委員は、当該県立学校の教職員健康管理医をもって充てるほか、次の各号に掲げる者のうちからそれぞれ委員長が指名する。

- (1) 当該県立学校の衛生管理者
- (2) 当該県立学校の教職員で衛生に関し知識又は経験を有するもの

6 第11条第6項及び第7項の規定は、県立学校衛生委員会について準用する。

7 県立学校衛生委員会の庶務は、当該県立学校において処理する。

(総合教育センター衛生委員会)

第14条 総合教育センターに愛媛県総合教育センター衛生委員会(以下「総合教育センター衛生委員会」という。)を置く。

2 総合教育センター衛生委員会は、総合教育センターにおける第11条第2項各号に掲げる事項のうち衛生に関する事項について調査審議し、総括安全衛生管理者及び教育委員会安全衛生委員会に対し意見を述べることができる。

3 総合教育センター衛生委員会は、委員長及び委員7人以内をもって組織する。ただし、委員長が特に必要と認めるときは、委員を増員することができる。

4 委員長は、総合教育センターの安全衛生管理者をもって充てる。

5 委員は、産業医をもって充てるほか、次の各号に掲げる者のうちからそれぞれ委員長が指名する。

(1) 総合教育センターの衛生管理者

(2) 総合教育センターの教職員で衛生に関し知識又は経験を有するもの

6 第11条第6項及び第7項の規定は、総合教育センター衛生委員会について準用する。

7 総合教育センター衛生委員会の庶務は、総合教育センターの庶務を担当する課において処理する。

第3章 健康障害等の予防措置

(危険及び健康障害の防止措置等)

第15条 安全衛生管理者は、この訓令に定めるところに従い、教職員の危険及び健康障害を防止するとともに、快適な執務環境を保持するため必要な措置を講じなければならない。

(健康管理)

第16条 安全衛生管理者及び産業医は、教職員から健康相談を受けたときは、それぞれ連絡協議し、適切な助言又は指導を行わなければならない。

2 安全衛生管理者は、教育委員会が地方公務員法(昭和25年法律第261号)第42条の規定により実施する事業に教職員を参加させるよう努めなければならない。

(予防措置)

第17条 総括安全衛生管理者は、伝染性疾患がまん延するおそれがあると認めるときは、予防接種の実施その他適切な措置を講じなければならない。

(健康管理施設)

第18条 事務局に必要に応じ健康管理施設を置く。

2 健康管理施設の運営等に関し必要な事項は、教育長が定める。

第4章 健康診断等

(健康診断の実施)

第19条 健康診断は、別表第2に定めるところにより実施する。

2 健康診断の実施に関する細部事項は、その都度主任安全衛生管理者が定める。

3 健康診断は、産業医が行う。ただし、他の医療機関等において行うことが適当と認められるものについては、当該他の医療機関等において行うことができる。

(受診の義務)

第20条 教職員は、指定された期日又は期間内に健康診断を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由により安全衛生管理者の承認を受けた場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の規定により、指定された期日又は期間内に健康診断を受けられなかった者は、その理由の消滅後速やかに当該健康診断を受け、その結果を証明する書類を安全衛生管理者に提出しなければならない。

(健康診断の実施報告)

第21条 安全衛生管理者は、健康診断を実施したときは、その状況を総括安全衛生管理者に報告しなければならない。

2 総括安全衛生管理者は、健康診断の実施結果を関係安全衛生管理者に通知しなければならない。

(面接指導等)

第22条 面接指導等は、教育長が定めるところにより実施する。

第5章 雑則

(秘密の保持)

第23条 教職員の安全及び衛生の管理に関する業務に従事した者は、その業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(共催)

第24条 総括安全衛生管理者は、健康診断等の事業を知事、公立学校共済組合等と共催により実施することができる。

(その他)

第25条 この訓令に定めるもののほか、教職員の安全及び衛生の管理に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

- この訓令は、公布の日から施行する。
- この訓令施行の際現に各県立学校の教職員安全衛生管理規程の規定により当該県立学校の教職員健康管理医に充てられている者は、第8条第1項の規定により当該県立学校に置く産業医として委嘱されたものとみなす。

別表第1（第7条関係）

衛生管理者設置基準

常時勤務する職員数	衛生管理者数
50人以上200人以下	1人
201人以上500人以下	2人
501人以上1,000人以下	3人

別表第2（第19条関係）

健康診断の種類及び内容

種 類	対象職員	検査項目	実施回数	備 考	
一般定期健康診断	全職員	1次検診 問診 体重・視力・聴力・腹囲検査 胸部X線間接撮影検査 かくたん検査 血圧測定検査 貧血検査 肝機能検査 血中脂質検査 痛風検査 腎機能検査 糖尿病検査 尿検査（糖・蛋白・ウロビリノーゲン・潜血） 心電図検査 その他必要な検査	1年に1回	(1) 労働安全衛生規則第44条第2項の規定に基づき労働大臣が定める基準（昭和47年9月労働省告示第93号）により、検査項目を省略する場合がある。 (2) 心電図検査の対象職員は、35歳以上の者とする。	
		2次検診 胸部X線直接撮影検査 胸部X線断層撮影検査 かくたん検査 眼底検査 その他必要な検査	1年に1回又は2回	2次検診の対象職員は、前回の検診又は1次検診の結果、医師が必要と認められた者（発病のおそれがある者）とする。	
特別定期健康診断	有害業務等従事職員	血液検査 その他必要な検査	1年に2回		
	振動業務従事職員	血圧測定 その他必要な検査	1年に1回		
	深夜業務従事職員等	血圧測定 その他必要な検査	1年に2回		
臨時健康診断	必要な職員	必要な検査	必要であるとき。		
採用時健康診断	新規採用職員	必要な検査	採用時に1回	採用のための健康診断書を提出したときは、省略することができる。	
胃検診	35歳以上の職員	胃部X線撮影検査	1年に1回		
その他の健康診断	(特)人間ドック検診	40歳以上の職員	(特)人間ドック実施医療機関の検査項目による。	1年に1回	受診者を選定して行う。特定健診を兼ねる。
	人間ドック検診	40歳未満の職員	人間ドック実施医療機関の検査項目による。	1年に1回	受診者を選定して行う。
	脳ドック検診	50歳以上の職員	脳ドック実施医療機関の検査項目による。	1年に1回	受診者を選定して行う。

肺がん検診	40歳以上の職員	胸部C R 撮影検査	1年に1回	
大腸検診	40歳以上の職員	便潜血反応検査	1年に1回	
超音波検診	40歳以上の職員	腹部超音波検査	1年に1回	受診者を選定して行う。
乳がん検診	40歳以上の女子職員	問診、マンモグラフィ等	1年に1回	受診者を選定して行う。
子宮がん検診	30歳以上の女子職員	問診、細胞診	1年に1回	受診者を選定して行う。
V D T 作業従事者 検診	V D T 作業従事 職員	1次検診 自覚症状の検査 その他必要な検査	1年に1回	受診者を選定して行う。
		2次検診 眼科系の検査 その他必要な検査	1年に1回	2次検診の対象職員は、1次検診の結果、医師が必要と認めたとする。
過重労働者健康診 断	過重労働者	心臓超音波検査等の必要な検査	必要であるとき	産業医による面接の結果、必要と認めたとする。
農薬使用業務従事 者検診	農薬使用業務従 事職員	血液検査 その他必要な検査	1年に1回	

様式第1号(第7条関係) 衛生管理者選任報告書

衛生管理者選任報告書		年 月 日
総括安全衛生管理者 様		
職名 安全衛生管理者		
氏名		㊟
機 関 名		
常 時 勤 務 す る 職 員 数	人	
衛生管理者	選 任 年 月 日	年 月 日
	所 属	
	職 ・ 氏 名	
	生 年 月 日 (年 齢)	年 月 日 (歳)
	免 許 を 受 け た 年 月 日	年 月 日
	資 格	
参 考 事 項		

注1 年齢は、選任年月日現在で記入すること。

2 「免許を受けた年月日」の欄には、免許取得者について、その取得年月日を記入すること。

3 「資格」の欄には、免許不要の者について、その資格の内容を記入すること。

4 「参考事項」の欄には、選任替えの場合等の理由を記入すること。